

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

種部恭子

整理番号	96	事業概要	動画による県政での取り組みの報告と意見募集	
使途項目	03_広聴広報費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費		
内容	令和6年2月厚生環境委員会および令和6年2月定例会予算特別委員会質問について、質問の背景となる課題と現状を説明し、質問および当局答弁の動画記録と合わせて編集し、県民、とくに若い世代に届く形で県政報告を行った。広く意見を聴取するためYouTubeで配信し、コメントおよびその返信機能を用いて、更なる説明や意見聴取の場としている。 ＜内容＞ 1. 地域医療構想を見据えたオンライン診療対応医療機関・電子処方箋対応薬局の増加政策について（4/10公開） 2. 男女共同参画の視点での地域防災計画・自主防災の取り組みの推進に向けて／自治会等地域リーダーへの女性の割り当てによる平時のポジティブアクションについて（4/20公開） 3. 福祉避難所の質の向上と個別避難計画策定推進の支援、および障害児の移行支援サポートファイルの運用と個別避難計画の統合について（4/30公開）			
上記事業に要した経費	経費の内容	金額（円）	備 考	
	動画作成費	99,000	動画編集（1編@33,000円（税込））×3編	
	《合 計》	99,000		
《領収書貼付枠》 （原則、領収書を渡し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。）				
金融機関名 北陸銀行 支店名 黒部支店 科目 普通預金 口座番号 6108464 受取人名 加々味外 振込金額 99,000円 引落合計金額 99,000円（手数料 0円） 取引区分 振込 振込指定日 05月06日 振込依頼人名 種部 恭子				

収受 令和6年5月21日

決裁 令和6年5月24日

処理 令和6年5月24日

請求書

種部恭子事務所 御中

下記の通り、ご請求申し上げます。

案件名/SNS運用(3月)議会

ご請求金額 (税込) ￥99,000

発行日 2024年4月30日

インボイス登録番号 T6230001019259

株式会社つめあと 代表取締役 中林 琢磨

〒938-0861 富山県黒部市宇奈月町下立21-2

TEL



内容・仕様	数量	単位	単価	合計	備考
YouTube本編動画編集費	3	式	30000	¥90,000	

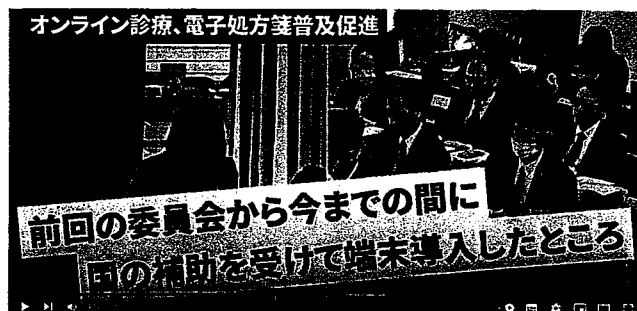
振込手数料はお客さまにてご負担をお願い申し上げます。

小計	¥90,000	
消費税(10%)	¥9,000	
源泉徴収		
総合計	¥99,000	

【振込先】 北陸銀行 黒部支店 口座/130 口座番号/6108464 口座名義/カ) ツメアト

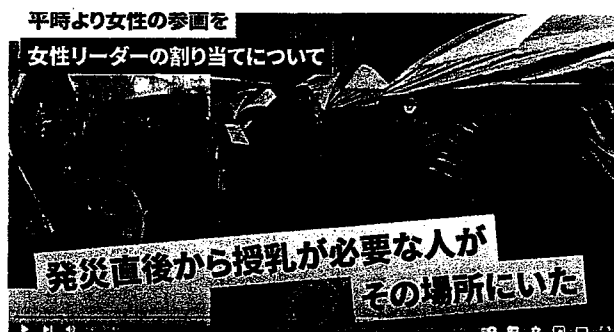
議会報告（2024/4/10 公開）動画。地域医療構想を見据えたオンライン診療対応医療機関・電子処方箋対応薬局の増加政策について（令和6年2月厚生環境委員会質疑）

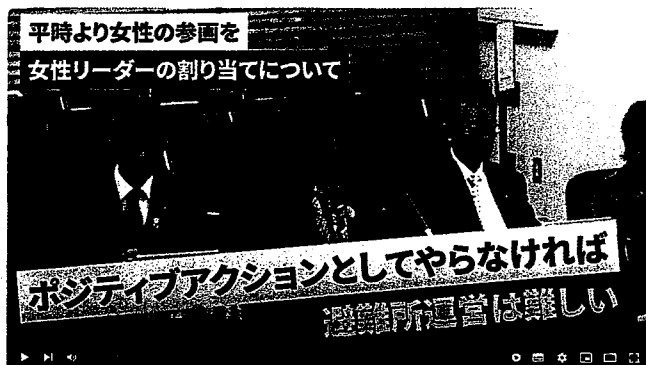
地域医療構想実現のために オンライン診療、電子処方箋普及促進



議会報告（2024/4/20 公開）動画。男女共同参画の視点での地域防災計画・自主防災の取り組みの推進に向けて、自治会等地域リーダーへの女性の割り当てによる平時のポジティブアクションを求める（令和6年3月予算特別委員会質疑）

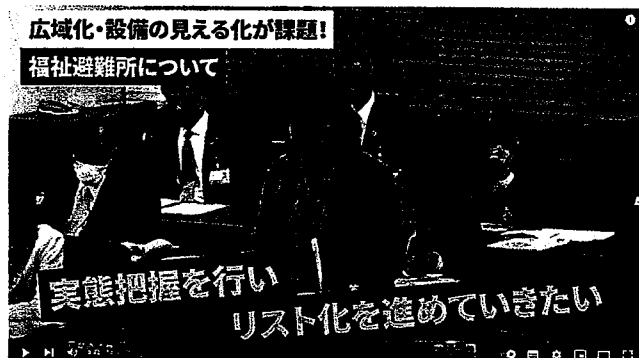
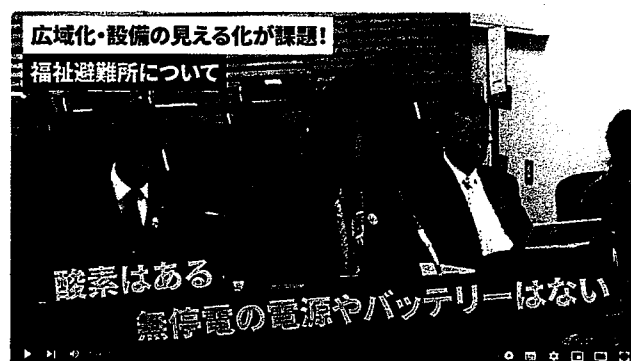
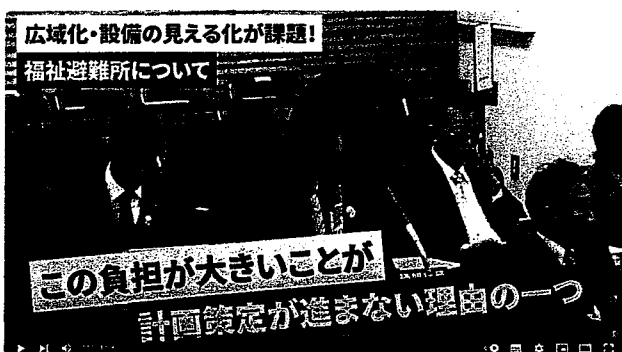
女性の参画が急務！ 女性リーダーの割り当てについて

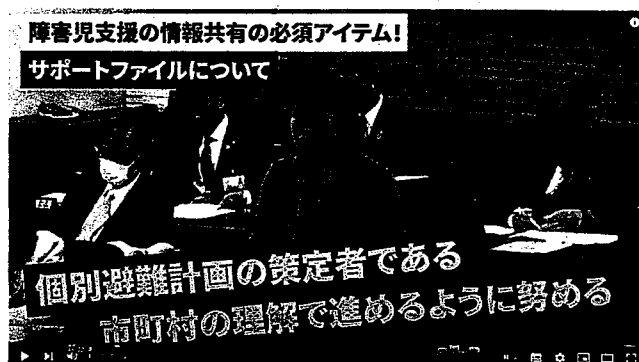
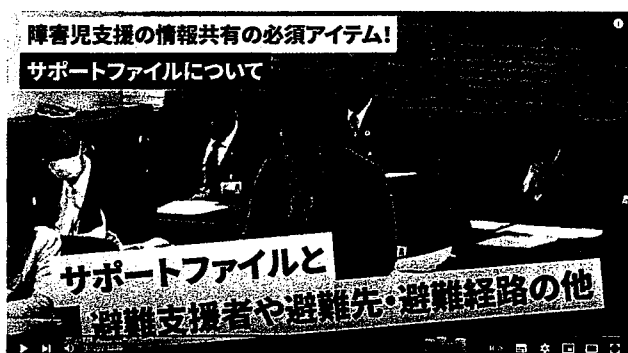
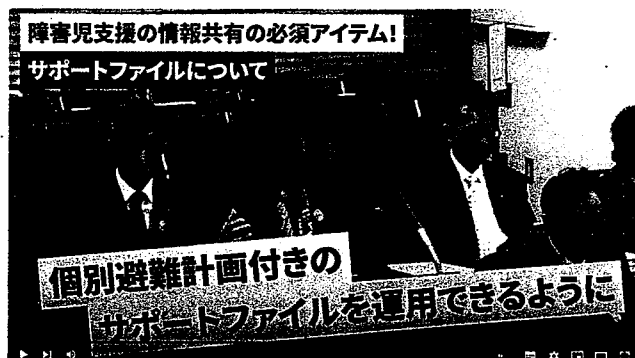
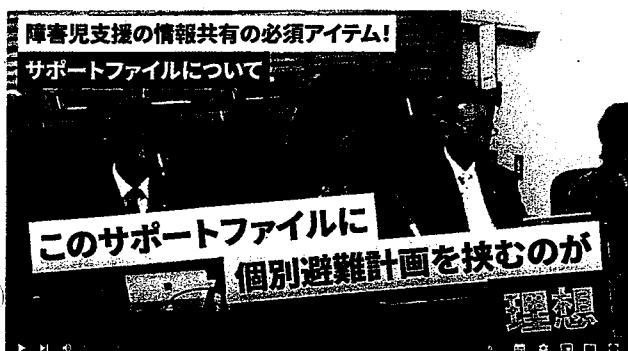
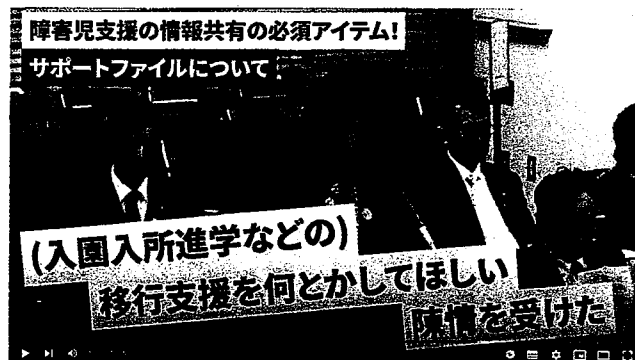
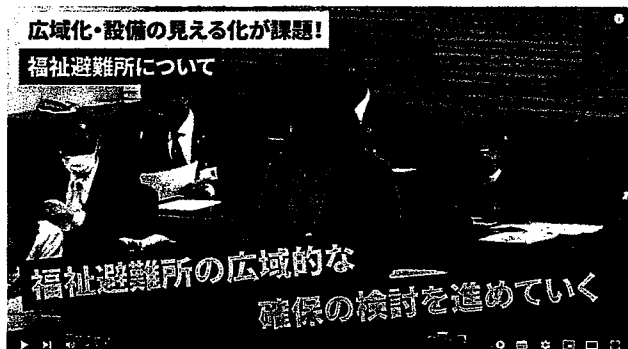




議会報告（2024／4／30 公開）動画。福祉避難所の質の向上と個別避難計画策定推進の支援、および障害児の移行支援サポートファイルの運用と個別避難計画の統合について（令和 6 年 3 月予算特別委員会質疑）

広域化・設備の見える化が課題！ 福祉避難所について





政務活動費対象事業実績報告書

報告者

種部恭子

整理番号	97	事業概要*				
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広報広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費				
内容	令和6年 4月分 事務所賃貸借料 (4/1~4/30) 令和6年 4月分 電気料金 (3/14~4/14)					
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額 (円) *	備 考			
	事務所賃貸借料 4月分	25,000	✓	50,000 円 × 0.5 = 25,000 円		
	電気料金 4月分	2,469	✓	4,939 円 × 0.5 = 2,469 円		
	《合 計》*	27,469				
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						
別紙添付	番号	日付	取引	お引出金額		
	006	2024年03月27日分	出金	51,316円		
				家賃(4月分) 50,000円 水道料 1,166円 手数料 150円		

收受 令和 6 年 5 月 21 日
決裁 令和 6 年 5 月 24 日
処理 令和 6 年 5 月 24 日

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人

北陸電力株式会社

年	月	日	金額	円
2024	4		4939	
振込人 (ご契約名)	種部 恭子	機	消費税等相当額(再掲)	円
お支払期日	5月15日	精算額(再掲)	円	449

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。

ご使用場所 富山市 西田地方町2丁目 8-2

お客さま番号

計算区 12

契約	金額 (円)	消費税等相当額(再掲) (円)
211	4939	449
合計	4939	449

北陸電力株式会社

小売電気事業者登録番号(A0271)

お客さまサービスセンター

TEL 0120-776453

収納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。

本票により集金人が集金することはありません。

裏面もご覧ください。

※本書は適格請求書ではありません。

上記金額を領収いたしました。

領収日 附印

5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付

(お客さま控)2465

124,510

ご契約	①	②	③	④
ご使用期間	3月14日 ~ 4月14日			
契約容量/力率(%)	60A			
ご使用量 Kwh	135			
ご使用量1				
ご使用量2				
ご使用量3				
(合計)	135			
ご請求金額	4939			
消費税等相当額(再掲)	449			
基本料金	1815			
電力量料金	4241			
燃料費調整額	-1305			
各種割引額				
再エネ発電賦課金	189			
延滞利息額				
精算額				
紙面発行手数料				

電気料金(ご請求金額)には以下の託送料金相当額(税込)が含まれています(詳細は裏面をご確認下さい)。

託送料金相当額	1,251円			
再エネ発電賦課金相当額および 燃料費調整額	6円75銭			

※燃料費調整額は、単価が1銭に満たないため0円で算定しています。

作成日2024年 4月19日

燃料費調整単価が「*」の場合、
燃料費調整単価は当社ホームページ
にてご確認ください。

燃料費調整単価	
今月分	-9円67銭
来月分	-9円77銭

再エネ発電促進賦課金単価	
今月分	1円40銭
来月分	3円49銭

※燃料費調整単価および再エネ発電促進
賦課金単価は従量制の単価を表示して
おります(ご契約①と②など、複数の
ご契約が表示されている場合、ご契約
ごとで適用する燃料費調整単価が異な
ることがあります)。その他、定額制
のご契約の場合など、詳しくは当社ホ
ームページでご確認ください。

支払期日	5月15日
次回検針日	5月16日

※本書は、適格請求書ではありません。適格請求書は、ほくリンク等からご確認ください。

2465

種部 恭子 様

重 要 事 項 説 明 書
定期建物賃貸借契約書

西田地方貸家

CENTURY 21

あおばエステート

富山県富山市掛尾町452番地

あおばエステート株式会社

☎076-413-3555

定期建物賃貸借契約についての説明書受領書

貸主 殿

(物件及び契約概要の表示)

所在地／富山県富山市西田地方町2丁目8-2

名称／西田地方貸家

貸主／

借主／種部 恭子

契約期間／2022年09月01日より2024年08月31日迄

通知期間／2023年09月01日より2024年02月29日迄

期間満了／2024年08月31日

上記の建物賃貸借（以下本契約という）は借地借家法（以下「法」という）第38条1項の規定に基づく定期建物賃貸借契約であることを説明します。

1. 本契約において更新はありません。
2. このため上記記載の契約期間満了の日をもって本契約は終了します。
3. 借主は貸主から上記通知期間に、期間満了により本契約が終了する旨の通知を受けた場合は、改めて貸主・借主間で再契約が締結されない限り、当該建物を明け渡さなければなりません。

以 上

以上について、契約の更新がなく、契約期間満了により賃貸借契約が終了する旨の説明を受け、定期賃貸借契約についての説明書を受領いたしました。

2022年7月24日

住 所



氏 名

種部 恭子 

重要事項説明書(定期建物賃貸借)

2022年7月27日

種部 恭子 殿

下記の不動産について、宅地建物取引業法(以下「法」という。)第35条の規定に基づき、次のとおり説明いたします。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いいたします。

宅地建物 取引業者	商号又は名称	あおばエステート株式会社	
	代表者の氏名	代表取締役 堀川 秀樹	
	主たる事務所 所在地・TEL	富山市掛尾町452番地 076-413-3555	
	免許証番号	富山県知事(4)第2656号	
	免許年月日	2018年11月6日	
説明をする 宅地建物取引士	氏名	堀川 秀樹	
	登録番号	()第 号	
	業務に従事する 事務所名 所在地・TEL	あおばエステート株式会社 富山市掛尾町452番地 076-413-3555	
取引態様	代理		
供託所等に 関する説明	宅地建物取引業保証協会の名称及び所在地		
	(公社)全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区岩本町2丁目6番3号		
	所属地方本部の名称及び所在地		
	(公社)全国宅地建物取引業保証協会 富山県本部 富山市元町2-3-11		
	弁済業務保証金の供託所及び所在地		
	東京法務局 東京都千代田区九段南1丁目1番15号		

建物・貸主の表示

建 物	名 称	西田地方貸家
	所 在 地	富山県富山市西田地方2丁目8-2
	室 番 号	
	床 面 積	68.18 m ²
	種類 及び 構造	木造 2階建
貸主 氏 名 ・ 住 所		

I 対象となる建物に直接関係する事項

1 登記簿に記載された事項

所有権に関する事項（甲区）	所有権に係わる権利に関する事項	所有権以外の権利に関する事項（乙区）
名義人 氏名 XXXXXXXXXX 住所 富山市西田地方町2丁目8-2		

物件に抵当権が設定登記されている場合、借主はその抵当権が実行され競売になり買受人から明渡しを求められたときには、6ヶ月までの間に明け渡さなくてはならないことになります。なお、この場合には、貸主に預けた敷金についての返還は、元の貸主に請求できますが、買受人に請求することができません。

2 法令に基づく制限の概要

法 令 名	無
制限の概要	

3 当該建物が造成宅地防災区域内か否か

造成宅地防災区域内	☒ 造成宅地防災区域外
-----------	--

4 当該建物が土砂災害警戒区域か否か

土砂災害警戒区域内	☒ 土砂災害警戒区域外
-----------	--

5 当該建物が津波災害警戒区域か否か

津波災害警戒区域内	☒ 津波災害警戒区域外
-----------	--

6 水害ハザードマップ（水防法の規定により市町村の長が提供する図面）における当該宅地建物の所在地

水害ハザードマップの有無	洪水： 有 雨水出水（内水）： 無 高潮： 無
水害ハザードマップにおける宅地建物の所在地	富山市西田地方町2丁目8-2

※別添ハザードマップ上に記載された避難所についても、併せてその位置を説明します。

※浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合があります。

※ハザードマップに記載されている内容については、今後変更される場合があります。

7 飲用水・電気・ガスの供給施設及び排水施設の整備状況

直ちに利用可能な施設		施設の整備予定	備考
飲用水	公 営	年 月 日	富山市上下水道局 0120-310-599
電 気	北 陸 電 力	年 月 日	0120-776-453
ガ ス	都 市 ガ ス	年 月 日	日本海ガス 0120-181-107
排 水	下 水 道	年 月 日	

8 建物建築の工事完了時における形状、構造等（未完成物件のとき）

建物の形状及び構造	
主要構造部、内装及び 外装の構造・仕上げ	
設備の設置及び構造	

9 建物の設備の整備の状況（完成物件のとき）

建物の設備	有 無	型 式	そ の 他
台 所	有		
ト イ レ	有		
コ ン ロ	無		
浴 室	有		
給 湯 設 備	有	ボイラ	
冷 暖 房 設 備	無		残置物1台（1階和室）

10 石綿使用調査の内容

石綿使用調査結果の有無	無
石綿使用調査の内容	

11 耐震診断の内容

耐震診断の有無	無
耐震診断の内容	

12 建物状況調査の内容

建物状況調査の有無	無
建物状況調査の内容	

II 取引条件に関する事項

1 借賃以外に授受される金額（賃料：月額 50,000 円）

	金 額	授 受 の 目 的
1	100,000 円	敷 金
2	-円	礼 金
3	20,000 円	再契約事務手数料（再契約時・税別）

2 契約の解除に関する事項

- 借主は、賃貸期間中であっても、貸主に対して1ヶ月前に、書面による予告をもって解約を申し出ることができ、この場合、予告期間の満了と同時に賃貸借契約は終了するものとします。
- 借主は、前項の予告に代え、1ヶ月分の賃料を支払って即時に解約を申し入れることができます。
- 貸主は、借主が次に掲げる義務に違反した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除できます。 ①賃料支払義務 ②共益費支払義務 ③修繕費用負担義務（借主の故意、過失により必要になった修繕費を負担しなければならない）
- 貸主は、借主が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができます。
 - ①本物件の用法遵守義務（借主は、本物件の使用にあたり、次のことを守らなければならない）
 - 事務所・居住を目的として使用しなければならない
 - 貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の賃借権の譲渡、転貸、増築、改築、移転、改造、模様替、敷地内工作物設置の行為を行ってはならない。
 - ②本物件の修繕受忍義務（貸主が必要な修繕を行う場合には、正当な理由がある場合を除き、借主は修繕の実施を拒否することができない。）

3 損害賠償の予定又は違約金に関する事項

定期建物賃貸借契約書 第5条、第13条、第15条、第17条4項をご参照ください。

4 支払金又は預り金の保全措置の概要

保全措置を講ずるかどうか	講 じ な い
保 全 措 置 を 行 う 機 関	

5 金銭の貸借のあつせん

業者による金銭貸借のあつせん有無	無
あ つ せ ん の 内 容	
金銭の貸借が成立しないときの措置	

6 契約期間及び更新に関する事項

契 約 期 間	始期:2022 年 09 月 01 日 終期:2024 年 08 月 31 日	2 年間	定期借家契約
更新に関する事項	本契約は更新がなく、契約期間満了と同時に終了します。貸主は契約期間満了の1年前から6ヶ月の間（通知期間）に借主に賃貸借が終了する通知をしなければなりません。通知期間が過ぎた後に通知した場合は、通知してから6ヶ月後に本契約は終了します。		

7 用途その他の利用の制限に関する事項

	専用部分の制限に関する規約等	そ の 他
用途制限	事務所・居住	
利用制限	ペット相談可・ピアノ等不可	ペットについては規約参照

8 敷金等の清算に関する事項

貸主は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、敷金の全額を無利息にて借主に返還しなければなりません。

ただし、貸主は、本物件の明渡し時に賃料の滞納、原状回復に要する費用の未払い、その他の本契約から生じる借主の債務に不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金から差し引くことができます。

9 管理の委託先

氏名（商号又は名称）	あおばエステート株式会社
住 所（主たる事務所の所在地）	富山市掛尾町452番地

10 その他重要事項

・借主は退去の際、本物件の入居期間にかかわらず、ルームクリーニング（エアコンクリーニング含む）、畳表替等の費用を負担することとする。※賃貸借契約書第24条特約 参照

・借主は本物件の契約期間中（再契約後含む）、自己の負担にて借家人賠償保険および個人賠償保険に加入するものとする。

重要事項説明書 補足事項

補足 第1 (禁止行為)

一、鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
二、大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。
三、排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
四、大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。
五、猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。

補足 第2 (貸主の承諾が必要な行為)

一、階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと。
二、階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。
三、観賞用の小鳥、魚等であっても明らかに近隣に迷惑をかけるおそれのない動物以外の犬、猫等の動物(別表第1第五号に掲げる動物を除く)を飼育すること。

補足 第3 (貸主に通知しなくてはならない行為)

一、新たな同居人を追加すること。
二、1ヶ月以上継続して本物件を留守にすること。

再契約事務手数料として下記金額を支払うことを承諾いたします。

金額 20,000 円 消費税 2,000 円 合計 22,000 円

以上について宅地建物取引士から取引士証を提示の上、重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受領しました。

2022 年 7 月 24 日

住 所

氏 名

藤田 幸子

定期建物賃貸借契約書

物件表示	名称	西田地方貸家			住戸No.	
	所在地	富山県富山市西田地方町2丁目8-2				
	構造	木造2階建の1階部分			専有面積	68.18 m ²
	間取	2L	間取詳細		駐車場	敷地内
賃借条件	契約期間	2022年9月1日より2024年8月31日まで				
	賃料	(月額) 50,000 円	駐車場使用料	(月額)	- 円	
	共益費	-	町会費	(月額)	別途	
	敷金	(2ヶ月分) 100,000 円	水道料	(月額)	別途	
	礼金	(ヶ月分) - 円			-	
	支払い期日	(毎月) 27日迄	浄化槽管理費			
	定額補修費	-	再契約事務手数料		(税別) 20,000 円	
	違約金	14.6%	借主解約予告期間		1ヶ月	

同居人名	氏名	年齢	性別	続柄	氏名	年齢	性別	続柄
		才				才		
		才				才		
		才				才		

賃料等の振込先			
普通預金		口座名義	あおばエステート株式会社

貸主 (以下貸主) と借主 種部 恭子 (以下借主) とは、
表記物件(以下本物件という)につき借地借家法(以下「法」という)第38条に規定する定期建物賃貸借契約(以下本契約という)を締結する。本契約については、法第26条(契約の更新等)、第28条(いわゆる正当事由)の適用はないものとする。

2022年7月24日

[貸主] 代理人

[仲介業者]

住所 富山県富山市掛尾町452

あおばエステート株式会社

氏名 代表取締役 堀川 秀樹

免許番号 富山県知事(4)第2656号

事務所所在地 富山県富山市掛尾町452

商号 あおばエステート株式会社

代表者氏名 代表取締役 堀川 秀樹

[借主]

住所

宅地建物取引士

登録番号 富山県 第5249号

氏名 堀川 秀樹

氏名

[緊急連絡先]

住所

氏名

賃貸借契約約款

第1条 (使用目的)

借主は、本契約を事務所・居住の目的で使用するものとし、他の用途に使用してはならない。

第2条 (契約期間)

1. 賃貸借の契約期間は表記の通りとする。
2. 本契約は更新がなく、期間の満了により本物件の賃貸借は終了する。ただし、貸主・借主は協議の上再契約することができる。再契約締結の場合、借主の負担する再契約手数料は金20,000円(税別)とする。
3. 契約期間が1年以上である場合には、貸主は契約期間の満了の1年前から6月前までの間(以下「通知期間」という)に借主に対し賃貸借が終了する旨の通知を書面に示さなければならない。
4. 前項の通知が通知期間経過後になされたときは、通知の日後6月を経過すれば借主に対して本契約の終了を主張することができる。

第3条 (賃料等)

賃料・共益費・駐車場使用料・その他附加使用料等を(以下賃料等という)はそれぞれ表記金額とし、借主は毎月の表記支払期日までにその翌月分を貸主の指定する方法にて貸主に支払うものとする。1ヶ月に満たない賃料等はその月の実数により日割計算とする。

第4条 (賃料等の改定)

賃料の変更については本契約期間中は原則としてそのまま据え置くものとし、再契約時に経済諸事情、物価の変動・公租公課の改定、近隣の他物件の家賃等を勘案し貸主借主協議のうえ賃料及び共益費を変更することができる。

第5条 (遅延損害金)

借主が賃料等の支払を怠った場合、借主は年14.6%の割合による遅延損害金を貸主に支払わなければならない。

第6条 (敷金・保証金)

1. 借主は敷金または保証金(以下敷金等)として表記金額を本契約締結時に貸主に預託するものとする。但し、敷金等に利息を付さないものとする。
2. 借主は、敷金等に関する返還請求権を第三者に譲渡または債務の担保の用に供してはならない。
3. 借主は、本契約期間中敷金等をもって賃料等その他本契約に基づく債務の弁済に充当することができない。
4. 本契約が終了したとき、貸主は借主が本物件を明け渡して本契約に基づく一切の債務を履行した後、借主に敷金等を返還するものとする。ただし、振込等の手数料は借主の負担とする。
5. 敷金等返還の期日は、前項の明け渡しと債務履行後より1ヶ月以内とする。但し、損害金等が敷金等の金額を上回る場合借主は退去後1ヶ月以内に不足分を貸主に支払わなければならない。

第7条 (礼金)

借主は、礼金として表記金額を本契約締結時に貸主に支払うものとする。尚、礼金は本契約が終了しても返還されないものとする。

第8条 (修繕費の負担区分)

1. 本物件の主体部分に関する修繕等の費用は貸主負担とし、その他の部分に関する修繕等の費用は借主負担とする。
2. 借主は退去の際、本物件の入居期間にかかわらず、次に掲げる修繕費用を負担することに同意する。
 - ① ルームクリーニングの費用
 - ② タバコによる壁・天井・襖・障子の汚れ
 - ③ 電気製品による壁の電気やけ
 - ④ 結露等によるカビの汚れ
 - ⑤ クギやネジによる穴のあと
 - ⑥ その他通常の使用では起こり得ない汚損破損

第9条 (善管注意義務)

1. 借主は、本物件を善良なる管理者の注意をもって管理使用しなければならない。
2. 借主は、貸主より本物件内に立ち入り点検する旨の申し出があった時は、協力しなければならない。

第10条 (通知義務)

借主は、次の場合貸主に通知しなければならない。

- ① 勤務先・商号・電話番号・連絡先等の変更が生じたとき。

②連帯保証人の住所・電話番号の変更、保証能力が困難になる事態が生じたとき又は死亡したとき。

③1ヶ月以上留守にするとき。

第11条（承認事項）

借主が次の行為を行う場合、予め貸主の書面による承諾を得なければならない。

①物件内の内装造作及び電気・ガス・上下水道・電話等設備器具等の配線・配管の新設・増設・変更等をするとき。

②本物件内の柱・壁・天井等への釘打ち、穴あけ、紙等の貼付等を行うとき。

③本物件内へ重量物の搬入をするとき。

④表記居住者名簿の人員を増減・変更するとき。

第12条（禁止事項）

1. 借主は、本物件を営業行為等居住以外の目的に転用又は併用してはならない。

2. 借主は、本契約に基づく権利若しくは債権債務を第三者に譲渡・肩代わりさせてはならない。又、本物件の全部または一部を転貸（同居、共同使用等これらに準ずる一切の行為を含む）をしてはならない。

3. 借主は、爆発物・悪臭、異臭を放つ物・発火性危険物等の本物件内への持ち込みをしてはならない。

4. 借主は、貸主の書面による承諾なくして、楽器演奏・音響製品等による大音量の発生行為及び動物等（犬・猫・家畜他等）の持込及び飼育をしてはならない。

5. 借主は、貸主が別途定める管理規則等に記載された禁止事項を遵守しなければならない。

第13条（損害賠償および免責）

1. 借主およびその同居者・使用人・訪問者が故意又は過失により本物件および建物内諸施設に損害を与えた場合、借主は直ちに貸主に通知するとともに、その損害の全てを貸主に賠償しなければならない。又、上記において近隣その他第三者に損害を与えた場合に、借主がその一切を賠償しなければならない。

2. 貸主は、天災地変・火災・盗難・その他貸主の責任によらない理由で、借主が蒙った損害についてはその責任を負わない。

第14条（借主の中途解約）

1. 契約期間中に解約する場合、借主は表記の解約予告期間以前までに、貸主に書面にて解約の申し入れをしなければならない。ただし、表記記載の専有面積が200㎡未満の場合は転勤・療養・親族の介護その他やむを得ない事情により、借主が本物件を自己の生活の本拠として使用することが困難になったときは、1月前の予告により解約できる。

2. 借主は、前項の予告期間経過後であっても未経過の予告期間に相当する賃料相当額を貸主に支払うことにより随時本契約を解約することができる。

第15条（無催告解除および暴力団等の排除）

1. 借主が次のような行為を行った場合、貸主は催告その他何等の手續を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

この場合、借主は違約金として賃料等の2ヶ月分相当額を貸主に支払わなければならない。又、貸主が被った損害がある場合は、借主は違約金の他にその他の損害賠償の義務を負うものとする。

①借主が第12条（禁止事項）の各項目のいずれかに違反したとき。

②借主が身分・居住人員その他を入居申込書及び届出事項届出書に虚偽記載をしたとき。

③借主が賃料等の支払いを1ヶ月以上怠ったとき。なお賃貸借保証契約を入居者と保証会社で締結している場合も同項を適用する。

④借主が賃料等の支払いを年間3回以上、または連続して2回以上遅延することにより信頼関係を維持することが困難であると、貸主又はその代理人が判断したとき。なお賃貸借保証契約を入居者と保証会社で締結している場合も遅延回数は同項を適用する。

⑤借主が貸主に対しなんら通知することなく1ヵ月以上留守にしたとき。

⑥借主が貸主に対して無断で本物件居住者を増加又は変更したとき。

⑦借主又はその同居者の行為が本物件内の共同生活の秩序を乱すものと認められるとき。

⑧借主又はその同居者が覚醒剤使用・暴行・傷害脅迫・酒乱・精神障害等により警察の介入を生じさせたとき。

⑨借主が破産の宣告・強制執行・銀行取引停止・刑事事件等その他著しく社会的信用を失墜したとき。

2. 借主が次の各号の一に該当したとき貸主は催告その他何等の手續を要せず、直ちに本契約を解除することができる。この場合、借主は違約金として賃料等の2ヶ月分相当額を貸主に支払わなければならない。又、貸主が被った損害がある場合は、借主は違約金の他にその他の損害賠償の義務を負うものとする。

①借主が暴力団、過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員、準構成員、その他関係者であることが判明したとき

②借主が法人の場合、その代表者、実質的に経営権を有する者が暴力団または過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員、準構成員、その他関係者であることが判明したとき

③本物件内、共用部分その他周辺において暴力団であることを感知させる名称、看板、代紋、提灯等を掲示したとき

④本物件に暴力団構成員、同準構成員等を居住させ、あるいは反復継続して出入させたとき。

⑤本物件、共用部分その他本物件周辺において、借主または借主が反社会的団体等と認められる場合はその構成員または準構成員および関係者が暴行・傷害・脅迫・恐喝・器物破損・監禁・凶器準備集合・賭博・売春・覚醒剤・鉄砲刀剣等所持等の犯罪を行ったとき。

⑥本物件、共用部分その他本物件周辺において、借主およびその関係者が粗野な態度、言動によって他の入居者、近隣の住民等に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。

3. 借主が上記の項目に該当し、退去の通告にも関わらず本物件を明け渡さない場合、貸主は鍵の交換等の手段をもって入室禁止等の処置を 何等通告を行わず行えるものとする。

第16条 (契約の消滅)

1. 本物件が天災地変等の不可抗力と認められる事態により、建物の全部又は一部が滅失毀損し、本物件の継続が不可能な状態になったとき、ならびに都市計画その他法令により取用等の事態に至ったとき本契約は自動的に消滅する。

2. 前項の場合、借主は貸主に対し移転料・立退料等の請求をしてはならない。尚、借主は第17条2項(原状回復)・第19条2項(鍵交換)の義務を負わない。

第17条 (明け渡し)

1. 借主は本契約が終了する日(貸主が第2条第3項に規定する通知をしなかった場合においては、同条第4項ただし書きに規定する通知をした日から6月を経過した日)までに(第15条の規定に基づき本契約が解除された場合にあたっては直ちに)、本物件を明け渡さなければならない。

2. 本契約が終了したとき、借主はただちに本物件の補修・清掃等をして現状に復し、貸主の検査を受けた上で明け渡し、貸主に返還するものとする。尚、借主は公共料金等の未納金等を清算し、貸主にその領収証を提示しなければならない。

3. 借主は、明け渡しに際して移転料・立退料等の請求、ならびに付加した造作物等についての買取り請求をしてはならない。

4. 本契約が終了したにもかかわらず借主が本物件から退去しないとき、借主は不法居住による賠償金として契約終了日から明け渡しに至るまでの間、賃料等の倍額相当の金額を貸主に支払わなければならない。

5. 借主が明け渡し後、本物件内に物品を残置した場合、貸主は借主がこれらの所有権を放棄したものとして任意に処分することができるものとし、これに係る費用を借主に請求できるものとする。

6. 借主が第15条5項の理由により契約が解除された場合、残置物の処置は前項同様とする。

第18条 (立入検査)

貸主および貸主の指定した者は、次の場合事前通知なしに本物件内に立入り、適時措置をすることができるものとする。

①保安・防火・救護等緊急のとき。

②借主が正当な理由なく室内設備機器点検を拒否したとき。

③借主が第15条(無催告解除及び暴力団等の排除)のいずれかに違反したとき。

この場合、本物件を立入検査した上で鍵を交換し借主が本物件内に立ち入ることを禁止することができるものとする。

第19条 (鍵の管理交換費用)

1. 借主は、鍵を紛失したときは直ちに貸主に連絡しなければならない。この場合、鍵器具一式を交換する費用を借主が負担するものとする。

2. 借主は、退去時に契約時点で借用した鍵(複製した鍵含む)を全て返却しなければならない。

第20条 (連帯保証人)

1. 連帯保証人は、貸主に対し借主の本契約から生じる全ての債務(貸主が第2条第3項に規定する通知をしなかった場合においては、同条第1項に規定する期間内のものに限る)を連帯して保証するものとする。

2. 本契約期間中に、連帯保証人が欠けるに至ったとき、又は連帯保証人として適当でないと貸主が判断した場合、借主は直ちに新たな連帯保証人を指定して貸主の承認を得なければならない。

3. 借主は本契約締結後と同時に連帯保証人が第15条に定める事態に借主に至ったときに限り、本契約の解除権を有することを認める。また、その際、第17条の明け渡しを連帯保証人が代行することを認める。

第21条 (法人契約)

借主が法人の場合、原則として入居者は借主が指定した者一代限りとし、入居者が退室したとき、借主方を退職したときは、当然本契約は解除される。

第 22 条 (駐車場)

借主は、駐車場においての駐車場所、車両、積載物、除雪等を自己の管理で行い、貸主はそれらの損害の一切の責任を負わないものとする。

第 23 条 (紛争の解決)

本契約に定めなき事項又は疑義が生じた事項は、関係法規若しくは慣習に従い、誠実に協議の上解決するものとし、万一紛争が生じたときは、本物件の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

第 24 条 (特約 - 短期解約・再契約等)

1. 貸主が再契約を希望するときは第 2 条第 3 項の通知と一緒に申し伝えるものとする。
2. 借主が再契約を希望するときは貸主に対して契約満了の 1 ヶ月前までに再契約の締結を申し込まなければならない。
3. 再契約を行った場合は、借主は本契約の原状回復の債務を再契約に引き継ぐものとし、敷金返還については、前契約の預かり敷金を充当し引き継ぐものとする。
4. 借主は再契約を締結するためには貸主の承諾する連帯保証人を付することとする。
5. 本物件の町内会費・町内会行事に関しては、町内会の指示に従うものとする。
6. 借主は退去の際、本物件の入居期間にかかわらず、次に掲げる修繕費用を負担することに同意する。
 - ①ルームクリーニング (エアコンクリーニング含む) の費用、畳・障子の表替の費用
 - ②タバコによる壁・天井・襖・障子の汚れ
 - ③電気製品による壁の電気やけ
 - ④結露等によるカビの汚れ
 - ⑤クギやネジによる穴のあと
 - ⑥その他通常の使用では起こり得ない汚損破損
7. 敷地内の除草・除雪は借主の費用負担にて行うものとする。
8. 借主は本物件の契約期間中 (再契約後含む)、自己の負担にて借家人賠償保険および個人賠償保険に加入するものとする。

使用細則

この使用細則は、本物件の契約者及び居住者が、相互に快適な共同生活を維持するために定めた基本的ルールであり、乙は本使用細則を遵守しなければならない。

(賃貸部分の善管注意)

第1条 乙は賃借部分の善管注意に関して、特に以下の各号を遵守しなければならない。

- ①通風等を行い、室内に結露やカビが発生しないよう注意すること。
- ②キッチン・ユニットバス等の水廻り管理に注意し、下層階へ水漏れがないよう十分注意すること。
- ③トイレ・流し台等は、排水管をつまらせないよう注意すること。
- ④電気・ガスの取扱いについては十分注意し、事故等の発生しないようにすること。
- ⑤給湯器について冬期は凍結による破損の恐れがありますので、電源ブレーカーを「入」にし、給湯器のコンセントを差し込んでおくこと。(通電されていないと凍結防止ヒーターが作動しません)
- ⑥蛇口・ガスコック等の開閉・漏洩・漏水のまま放置しないこと。

(一般的遵守事項)

第2条 ①テレビ・ステレオ・その他楽器類の音量は、近隣に迷惑がかからないよう十分注意すること。

- ②鍵の管理には十分注意し、寸時の外出の際にも鍵をかけること。
- ③ドアの開閉は静かに行うこと。
- ④階上に居住する者は、物やゴミ屑等を下に落とさないよう十分注意すること。
- ⑤洗濯物等の管理には注意すること。また、管理者は責任を負いません。
- ⑥ゴミは必ず指定日に分別して指定場所に出すこと。
- ⑦粗大ゴミを出す場合は、事前に清掃局に連絡して、その指示に従うこと。
- ⑧有料廃棄物については、自己責任で処理すること。また一般ゴミ収集場所に絶対に廃棄しないこと。

(駐輪・駐車)

第3条 ①自転車は、駐輪場に整理整頓して駐輪すること。また、駐輪場がない場合は、敷地内に駐輪しないこと。

- ②バイクの場合は、事前に確認及び許可を得ること。
- ③契約駐車場の場合、契約場所以外に空きがあっても無断駐車しないこと。
- ④乙は、乙への訪問者・知人の車両についても乙の責任において注意すること。

(禁止事項)

第4条 ①契約書に定める用途以外に使用すること。

- ②共有部分(通路・廊下・階段・エレベーター等)を不法占拠、私物の放置すること。また、落書きや損傷をおよぼすこと。
- ③電気・ガス・給排水などの諸施設の許容量に影響を及ぼす施設、機械器具等を新設・付加又は変更すること。
- ④重量物及び爆発性のある物品(ガソリン・薬品・火薬等)、また不潔悪臭のある物品その他近隣に迷惑をかける物品の持ち込み及び製造すること。
- ⑤公序良俗に反する行為をすること。
- ⑥その他、他の居住者及び近隣居住者に迷惑をおよぼしたり、不快の念をいだかせる行為をすること。

管理会社

CENTURY 21

あおばエステート

〒939-8212 富山県富山市掛尾町452番地

あおばエステート株式会社

Tel: 076-413-3555 Fax: 076-491-6178

電気・ガス・水道の連絡先

電気 北陸電力 0120-776-453

ガス 日本海ガス 0570-024-077

水道 富山市上下水道局 0120-310-599

自由民主党富山県議会議員会
会長 鹿熊正一 殿

種部恭子事務所の賃貸借料について

議員活動を行う上での事務所を自宅()に設置していましたが、非常勤事務員が勤務する上で自宅を使用することが不都合であるため、2020年9月1日より政務活動に伴う事務作業および県民からの要望や陳情を受ける目的で、富山市西田地方町2-8-2の賃貸物件を事務所として借り上げます。

議員個人の社会活動の目的に使用する場合があることより、事務所賃貸借料および光熱水費の2分の1は議員自身で負担することとします。

令和2年9月23日

自由民主党富山県議会議員会

種部恭子

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

種部恭子

整理番号	92	事業概要*	通信費および名刺印刷費	
使途項目	09_事務費	01_調査研究費・02_研修費・03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費・05_会議費 06_資料作成費・07_資料購入費・08_事務所費・09_事務費・10_人件費		
内容	令和6年 3月分 電話・FAX使用料等 (3/1-3/31) 名刺の作成・印刷			
上記 事業に 要した 経費		金額(円)*	備 考	
	電話・FAX使用料等 3月分	4,244	/	8,489 円 × 0.5 = 4,244 円 /
	名刺印刷500枚 (2024年4月9日)	6,600	/	16,500 円 × 0.4 = 6,600 円 /
	議会質問動画配信による広聴用 名刺印刷300枚 (2024年4月9日)	3,960	/	9,900 円 × 0.4 = 3,960 円 /
	《合 計》*	14,804	/	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				
別紙添付	日付 お支払金額			
	04月30日分 8,489円			
	合計 8,489円			
	1件			

収受 令和 6 年 5 月 21 日
決裁 令和 6 年 5 月 24 日
処理 令和 6 年 5 月 24 日

請求額確定日 2024年 4月 13日

日頃、サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

(1 / 1 ページ)

お客様氏名 CUSTOMER NAME	種部恭子事務所	様
お客様電話番号等 BILLING NUMBER	※JIS漢字コード以外の一部文字において●(黒まる)表示になる場合があります。	

口座振替のご案内

下記、ご利用料金をご指定の口座から振替させていただきます。
The following amount was transferred from your account.

請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年4月ご請求分
振替金額 TRANSFER AMOUNT OF MONEY	8,489円
振替日 TRANSFER DAY	2024年4月30日(火)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】-----

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額 7,389円

NTTファイナンス分ご請求額 1,100円

(合計) 8,489円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

* 振替口座のお知らせ *

振替口座情報

口座番号 :

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

NTT西日本からのお知らせ フレッツ光の割引サービス(光もともとと割、Web光もともとと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。延伸をご希望されない場合はN.T.T西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中に本割引を解約された場合、解約金が発生する場合があります。割引適用期間の満了月とその翌月の解約には解約金は発生いたしません。詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト[http://flets-w.com/war1/]でご確認ください。*NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (西日本ご利用分)

RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年3月ご請求分 (2024年4月1日振替)	
領収金額 AMOUNT RECEIVED	8,384円	
振替口座 BANK ACCOUNT	金融機関名 (BANK/POST OFFICE)	* * * * *
	口座番号 (ACCOUNT)	

※本書は電子文書です。
※前月以前のご請求額を口座振替にてお支払いの場合のみ『電話料金等料金領収証』を表示いたします。

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（NTT東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用（番号当価）が公表されています。

請求明細書

PAGE

〒 930-0066 富山市千石町2丁目4-15

TEL 076-421-8281 FAX 076-421-8052

取引銀行 富山銀行富山駅前支店 普通 0000481

北陸銀行越前町支店 普通 1301670

登録番号 T2230002000056

自由民主党富山県議会議員会 種部恭子 御中

下記の通り御請求申し上げます

前回御請求額	御入金額	繰越金額	今回御買上額	消費税	今回御請求額
			24,000	2,400	26,400

[illegible]

富山県議会議員 産婦人科医 種部 恭子

死ぬこと以外はかすり傷

Phone: [REDACTED]
Mail: [REDACTED]

YouTube 種部 恭子の診察室

チャンネル登録お願いします!

ホームページ kyokotanebe 種部 恭子

LINE @shiokara2525 公式アカウント

〒939-8204 富山県富山市根塚町1-5-1
TEL 076-493-5580 (代) 2
〒939-8202 富山県富山市西田地方町2-8-2
TEL 076-461-5738 FAX 076-461-5748

すべての命が
輝く社会にする

産婦人科医 / 富山県議会議員

種部 恭子

女性クリニック We! TOYAMA

〒939-8204 富山県富山市根塚町1-5-1
TEL 076-493-5580

Kyoko Tanebe M.D., Ph.D.

女性クリニック We! TOYAMA 代表
内閣府女性に対する暴力に関する専門調査会委員
公益社団法人日本産婦人科医会常務理事

富山県議会
〒930-8501 富山県新巻曲輪1-7
自民党富山県議会議員会
TEL 076-431-5244

個人事務所
〒939-8202 富山県富山市西田地方町2-8-2
TEL 076-461-5738 FAX 076-461-5748

LINE

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

種部恭子

整理番号	99	事業概要*		
使途項目	10_人件費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費		
内容	事務員人件費 令和 6 年 4 月分 別添 勤務実績表のとおり			
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額 (円) *	備 考	
	事務員人件費 4 月分	36,310		
《合 計》*		36,310		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				
別紙添付				

收受 令和 6 年 5 月 21 日
決裁 令和 6 年 5 月 24 日
処理 令和 6 年 5 月 24 日

勤務実績表

令和6年

月	日	曜日	就業時間	休憩(H)	実労働時間	備考
4	1	月	: ~ :			
	2	火	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
	3	水	: ~ :			
	4	木	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
	5	金	: ~ :			
	6	土	: ~ :			
	7	日	: ~ :			
	8	月	: ~ :			
	9	火	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
	10	水	: ~ :			
	11	木	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
	12	金	: ~ :			
	13	土	: ~ :			
	14	日	: ~ :			
	15	月	: ~ :			
	16	火	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
	17	水	: ~ :			
	18	木	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
	19	金	: ~ :			
	20	土	: ~ :			
	21	日	: ~ :			
	22	月	: ~ :			
	23	火	13 : 30 ~ 16 : 30	0	3	書類整理・作成
	24	水	: ~ :			
	25	木	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
	26	金	: ~ :			
	27	土	: ~ :			
	28	日	: ~ :			
	29	月	: ~ :			
	30	火	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
			: ~ :			
実勤務時間合計					35	
35	時間×時給	950 円	=	33,250 円		
9	日×交通費	340 円	=	3,060 円		
	支給合計			36,310 円		
	源泉所得税			1,018 円		
	差引支給額			35,292 円		

領 収 証

自由民主党富山県議会議員

種 部 恭 子 様

35,292 円

令和6年 5 月 10 日

上記金額正に領収いたしました。

雇 用 契 約 書

富山県議会議員 種部恭子（以下、「甲」という。）と [REDACTED]（以下、「乙」という。）とは、以下の条件に基づき雇用契約を締結する。

- 1 雇用期間 令和元年8月8日に始まり、期間は定めない
- 2 勤務場所 自由民主党富山県議会議員 種部恭子事務所
[REDACTED]
- 3 業務内容 甲の政務調査及び広報広報に関する事務
- 4 就業時間 原則として、午前9時から午後4時までとし、途中1時間の休憩をとるものとする
- 5 賃金等 時給950円の賃金に加え、通勤手当として、公共交通機関の往復運賃実費相当額を支給する
月末までの賃金および通勤手当は、翌月の10日（土日祝日・休業日等の場合は、その後の日）に、支給する
- 6 守秘義務 業務上知り得たことを漏洩してはならない
- 7 その他 本契約書に定めのない事項については、甲乙協議して定める

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和元年8月8日

甲 雇用者 自由民主党富山県議会議員

種部恭子 

乙 被雇用者 [REDACTED]
[REDACTED]

雇用契約の一部変更

令和元年8月8日に締結した雇用契約の一部（下線部分）を、以下の通り変更する。

- 2 勤務場所 自由民主党富山県議会議員 種部恭子事務所
(富山市西田地方町 2丁目8-2)
- 5 賃金等 時給950円の賃金に加え、通勤手当として、公共交通機関の往復運賃実費相当額、または自家用車の場合、自宅から勤務場所までの最短経路とし、1kmあたり37円で計算した額を支給する
月末までの賃金および通勤手当は、翌月の10日（土日祝日・休業日等の場合は、その後の日）に、支給する

令和2年12月1日

甲 雇用者 自由民主党富山県議会議員

種部 恭子

乙 被雇用者

[Redacted signature area]

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

種部恭子

整理番号	195	事業概要	動画による県政での取り組みの報告と意見募集	
使途項目	03_広聴広報費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費		
内容	令和6年2月定例会予算特別委員会質問について、質問の背景となる課題と現状を説明し、質問および当局答弁の動画記録と合わせて編集し、県民、とくに若い世代に届く形で県政報告を行った。広く意見を聴取するためYouTubeで配信し、コメントおよびその返信機能を用いて、更なる説明や意見聴取の場としている。 <内容> 令和6年3月13日予算特別委員会質疑 1. 子育て応援ポイントと併せた伴走型支援の在り方について。病児保育のWeb予約と広域化について。(5/10公開) 2. 医療的ケアを要する新生児・乳児の保護者の自動車税減免について。産後ケア事業による0日目虐待死の予防について。(5/20公開) 3. 民間シェルターの運営および存続について。離婚成立前のひとり親の自立支援について。(5/30公開)			
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考	
	動画作成費	99,000	動画編集(1編@33,000円(税込))×3編	
	合 計	99,000		

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

金融機関名 北陸銀行
支店名 黒部支店
科目 普通預金
口座番号 6108464
受取人名 加以外
振込金額 99,000円
引落合計金額 99,000円(手数料 0円)
取引区分 振込
振込指定日 06月01日
振込依頼人名 外ハ 担当

収受 令和 6 年 6 月 13 日
決裁 令和 6 年 6 月 14 日
処理 令和 6 年 6 月 14 日

請求書

種部恭子事務所 御中

下記の通り、ご請求申し上げます。

案件名/SNS運用(5月)議会

発行日 2024年5月31日

インボイス登録番号 T6230001019259

株式会社つめあと 代表取締役 中林 琢磨

〒938-0861 富山県黒部市宇奈月町下立21-2

TEL [REDACTED]

ご請求金額 (税込) ￥99,000



内容・仕様	数量	単位	単価	合計	備考
YouTube本編動画編集費	3	式	30000	¥90,000	

振込手数料はお客様にてご負担をお願い申し上げます。

小計	¥90,000	
消費税(10%)	¥9,000	
源泉徴収		
総合計	¥99,000	

【振込先】 北陸銀行 黒部支店 口座/130 口座番号/6108464 口座名義/カ) ツメアト

議会報告（2024/5/10 公開）動画. 子育て応援ポイントと併せた伴走型支援の在り方について。病児保育の Web 予約と広域化について。（令和 6 年 3 月予算特別委員会質疑）

本当に現金給付でいいのか!? 伴走型支援について

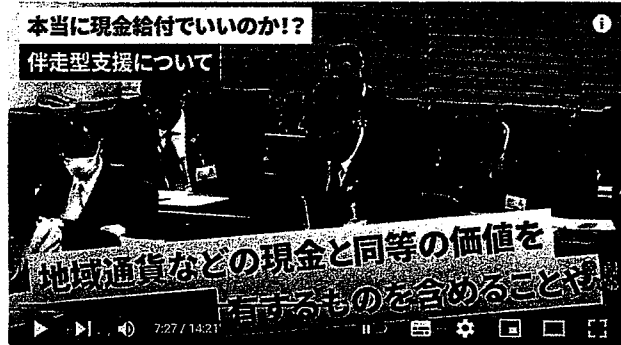
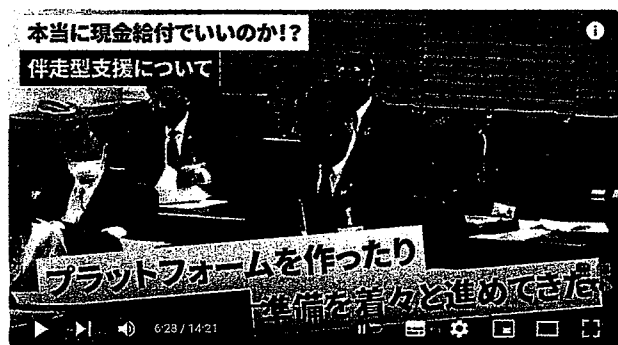
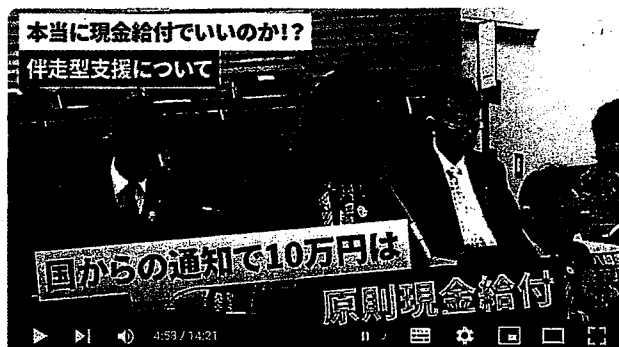
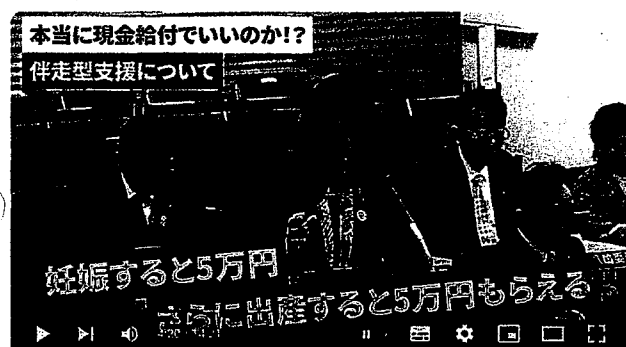
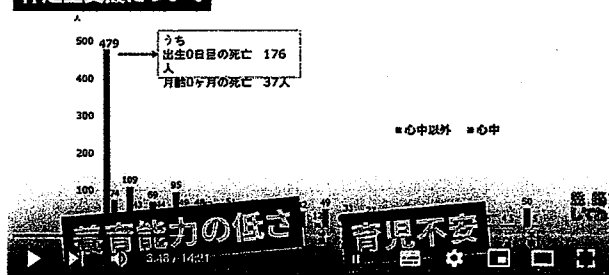


本当に現金給付でいいのか!?

伴走型支援について

【第1～19次報告の合計】

図1



病児保育の利便性向上のために 病児Pochiについて

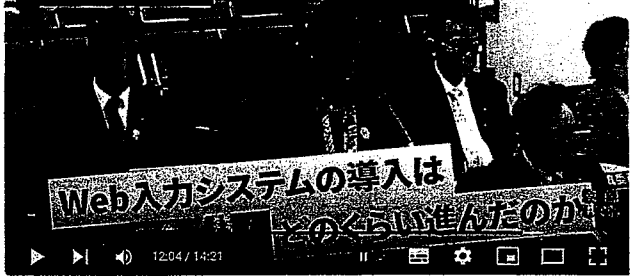


病児保育の利便性向上のために
病児Pochiについて

画(1)



病児保育の利便性向上のために
病児Pochiについて



病児保育の利便性向上のために
病児Pochiについて



病児保育の利便性向上のために
病児Pochiについて



議会報告 (2024/5/20 公開) 動画. 医療的ケアを要する新生児・乳児の保護者の自動車税減免について。産後ケア事業による0日目虐待死の予防について。(令和6年3月予算特別委員会質疑)

制度の根拠は54年前のもの!?
自動車税減免の対象について

制度の根拠は54年前のもの!? 税条例

画(1)

自動車税減免の対象について

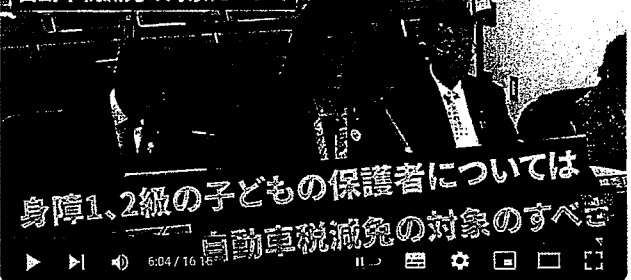
- (1) 身体障害者が所有する自動車(身体に障害を有する年齢18歳以上の者以外の身体障害者等と生計を一にする者が所有する自動車を含む。)で当該身体障害者等又は当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする若しくは当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)
- (2) 専ら身体障害者等が利用するため、特別の仕様に 의해製造され、又は改造された自動車

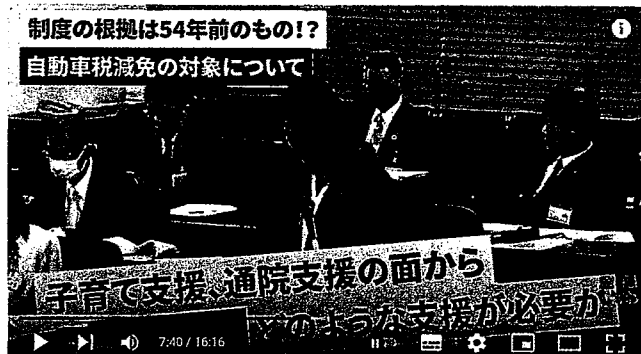
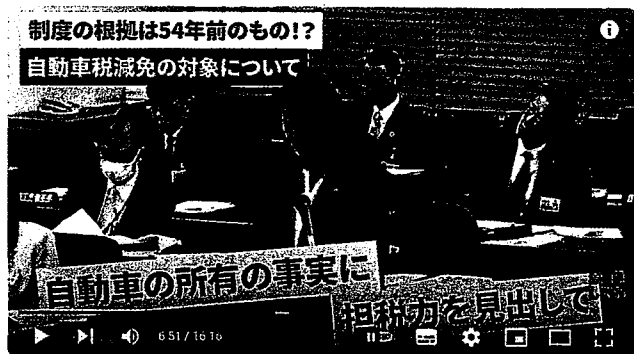


制度の根拠は54年前のもの!?
自動車税減免の対象について



制度の根拠は54年前のもの!?
自動車税減免の対象について



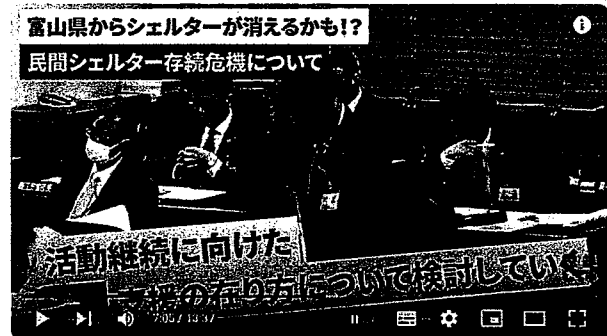
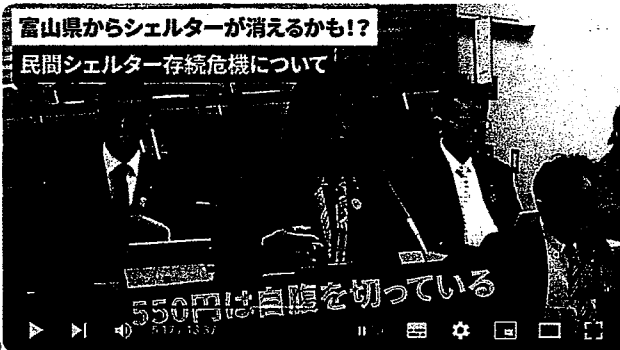
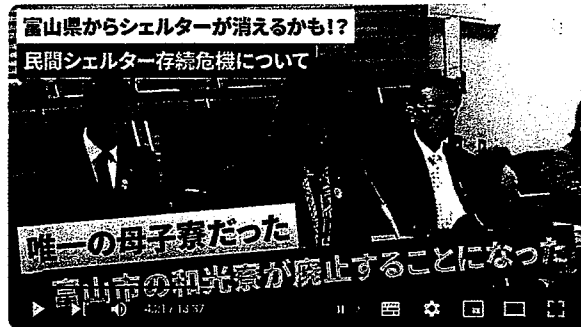


0歳児の虐待死を防ぐ切り札！ 産後ケアについて

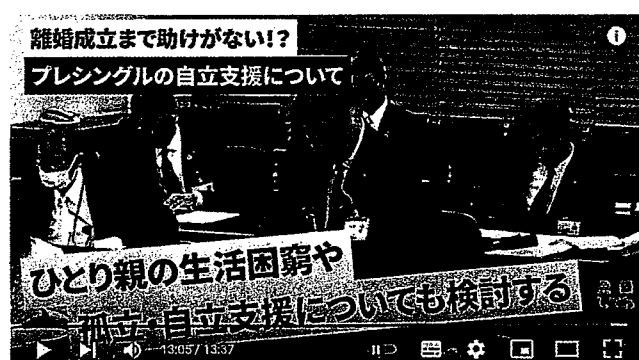
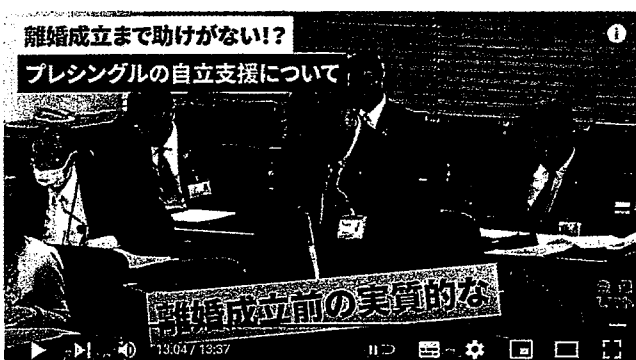
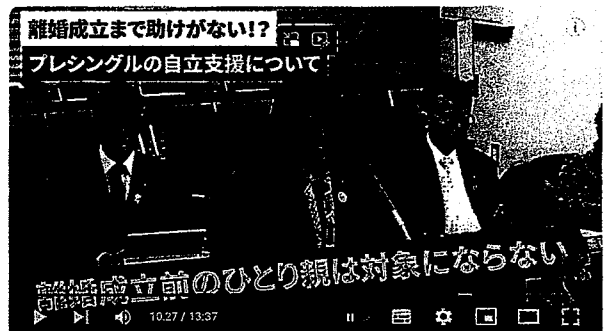


議会報告（2024/5/30 公開）動画。民間シェルターの運営および存続について。離婚成立前のひとり親の自立支援について。（令和6年3月予算特別委員会質疑）

富山県からシェルターが消えるかも!? 民間シェルター存続危機について



離婚成立まで助けがない!? プレシングルの自立支援について



政務活動費対象事業実績報告書

報告者 種部恭子

整理番号	196	事業概要*			
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広報広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容	令和6年 5月分 事務所賃貸借料 (5/1~5/31) 令和6年 5月分 電気料金 (4/15~5/15)				
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額 (円) *	備 考		
	事務所賃貸借料 5月分	25,000	50,000 円 × 0.5 = 25,000 円		
	電気料金 5月分	2,221	4,443 円 × 0.5 = 2,221 円		
	《合 計》*	27,221			

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徹し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

別紙添付

番号	日付	取引	お引出金額
008	2024年04月30日分	出金	50,150円

↓
家賃 50,000円
手数料 150円

収受 令和 6 年 6 月 13 日
決裁 令和 6 年 6 月 14 日
処理 令和 6 年 6 月 14 日

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人

北陸電力株式会社

2024

5

金額

4 4 4 3

振込人

(ご契約名)

種部 恭子

横 消費税等相当額(再掲) 円

403

お支払期日

6月17日

精算額(再掲) 円

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。

ご使用場所 富山市

西田地方町2丁目

8-2

お客さま番号

計算区 12

契約	金額 (円)	消費税等相当額(再掲) (円)
211	4443	403
合計	4443	403

北陸電力株式会社

小売電気事業者登録番号(A0271)

お客さまサービスセンター

TEL 0120-776453

収納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。

本票により集金人が集金することはありません。

裏面もご覧ください。

※本票は、適格請求書ではありません。

上記金額を領収いたしました。



(お客さま控)2465

'24, 6.10

ご契約	①	②	③	④
ご使用期間	4月15日 ~ 5月15日			
契約容量/力率 (%)	60A			
ご使用量 Kwh	98			
ご使用量1	98			
ご使用量2				
ご使用量3				
(合計)	98			
ご請求金額	4443			
消費税等相当額(再掲)	403			
基本料金	1815			
電力量料金	3024			
燃料費調整額	-957			
各種割引額				
再エネ発電賦課金	342			
延滞利息額				
精算額				
紙面発行手数料	220			

電気料金(ご請求金額)には以下の託送料金相当額(税込)が含まれています(詳細は裏面をご確認下さい)。

託送料金相当額	908円
※ 賠償負担金相当額および ※ 廃炉円滑化負担金相当額	4円90銭

※廃炉円滑化負担金相当額は、単価が1銭に満たないため0円で算定しています。

作成日2024年 5月22日

燃料費調整単価が「*」の場合、
燃料費調整単価は当社ホームページ
にてご確認ください。

燃料費調整単価	
今月分	-9円77銭
来月分	-8円17銭

再エネ発電促進賦課金単価	
今月分	3円49銭
来月分	3円49銭

※燃料費調整単価および再エネ発電促進
賦課金単価は従量制の単価を表示して
おります(ご契約①と②など、複数の
ご契約が表示されている場合、ご契約
ごとで適用する燃料費調整単価が異なる
ことがあります)。その他、定額制
のご契約の場合など、詳しくは当社ホ
ームページでご確認ください。

支払期日	6月17日
次回検針日	6月17日

※本票は、適格請求書ではありません。適格請求書は、ほくリンク等からご確認ください。

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

種部恭子

整理番号	197	事業概要*	通信費および名刺印刷費									
使途項目	09_事務費	01_調査研究費・02_研修費・03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費・05_会議費 06_資料作成費・07_資料購入費・08_事務所費・09_事務費・10_人件費										
内容	令和6年 4月分 電話・FAX使用料等 (4/1-4/30)											
上記 事業に 要した 経費		金額(円)*	備 考									
	電話・FAX使用料等 4月分	4,126	✓	8,253 円 × 0.5 = 4,126 円								
	《合 計》*	4,126	✓									
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)												
<table border="1"><thead><tr><th>日付</th><th>お支払金額</th><th>お預かり金額</th><th>取引</th></tr></thead><tbody><tr><td>05月31日分</td><td>8,253円</td><td>✓</td><td>出金</td></tr></tbody></table>					日付	お支払金額	お預かり金額	取引	05月31日分	8,253円	✓	出金
日付	お支払金額	お預かり金額	取引									
05月31日分	8,253円	✓	出金									

5/31

収受 令和 6 年 6 月 13 日

決裁 令和 6 年 6 月 14 日

処理 令和 6 年 6 月 14 日

お客様氏名 CUSTOMER NAME	種部恭子事務所 ※JIS漢字コード以外の一部文字において●(黒まる)表示になる場合があります。	様
お客様電話番号等 BILLING NUMBER	[REDACTED]	

口座振替のご案内

下記、ご利用料金をご指定の口座から振替させていただきます。
The following amount was transferred from your account.

請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年5月ご請求分
振替金額 TRANSFER AMOUNT OF MONEY	8,253円 ✓
振替日 TRANSFER DAY	2024年5月31日(金) ✓

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】-----

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額	7,153円
NTTファイナンス分ご請求額	1,100円
(合計)	8,253円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

* 振替口座のお知らせ ***

振替口座情報

口座番号 : [REDACTED]

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

NTT西日本からのお知らせ フレッツ光の割引サービス(光もっともっと割、Web光もっともっと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中に本割引を解約された場合、解約金が発生する場合があります。割引適用期間の満了月とその翌月の解約には解約金は発生いたしません。詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト[<http://flets-w.com/wari/>]でご確認ください。*NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (西日本ご利用分)

RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年4月ご請求分 (2024年4月30日振替)
領収金額 AMOUNT RECEIVED	8,489円
振替口座 BANK ACCOUNT	金融機関名 (BANK/POST OFFICE) * * * * * 口座番号 (ACCOUNT) [REDACTED]

※本書は電子文書です。

※前月以前のご請求額を口座振替にてお支払いの場合のみ『電話料金等料金領収証』を表示いたします。

NTTファイナンス株式会社

〒108-0075

東京都港区港南1-2-70



ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（ＮＴＴ東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
なお、社団法人電気通信事業者協会から、番号当たりの費用（番号単価）が公表されています。

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

種部恭子

整理番号	198	事業概要*		
使途項目	10_人件費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費		
内容	事務員人件費 令和 6 年 5 月分 別添 勤務実績表のとおり			
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額(円)*	備 考	
	事務員人件費 5 月分	55,720	6/10	
	《合 計》*	55,720		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				
別紙添付				

收受 令和 6 年 6 月 10 日

決裁 令和 6 年 6 月 14 日

処理 令和 6 年 6 月 14 日

勤務実績表

令和6年

月	日	曜日	就業時間	休憩(H)	実労働時間	備考
5	1	水	: ~ :			
	2	木	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
	3	金	: ~ :			
	4	土	: ~ :			
	5	日	: ~ :			
	6	月	: ~ :			
	7	火	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
	8	水	: ~ :			
	9	木	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
	10	金	: ~ :			
	11	土	: ~ :			
	12	日	: ~ :			
	13	月	: ~ :			
	14	火	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
	15	水	: ~ :			
	16	木	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
	17	金	: ~ :			
	18	土	: ~ :			
	19	日	: ~ :			
	20	月	9 : 00 ~ 16 : 00	1	6	書類整理・作成
	21	火	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
	22	水	: ~ :			
	23	木	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
	24	金	9 : 00 ~ 13 : 00	0	4	書類整理・作成
	25	土	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
	26	日	: ~ :			
	27	月	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
	28	火	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
	29	水	: ~ :			
	30	木	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
	31	金	: ~ :			
実勤務時間合計					54	
54	時間×時給	950 円	=	51,300	円	
13	日×交通費	340 円	=	4,420	円	
	支給合計			55,720	円	
	源泉所得税			1,571	円	
	差引支給額			54,149	円	

領 収 証

自由民主党富山県議会議員

種 部 恭 子 様

54,149

円

令和6年 6 月 10 日

上記金額正に領収いたしました。

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

種部恭子

整理番号	445	事業概要*	動画による県政での取り組みの報告と意見募集	
使途項目	03_広聴広報費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費		
内容	令和6年3月予算特別委員会質疑について、質問の背景となる課題と現状を説明し、質問および当局答弁の動画記録と合わせて編集し、県民、とくに若い世代に届く形で県政報告を行った。広く意見を聴取するためYouTubeで配信し、コメントおよびその返信機能を用いて、更なる説明や意見聴取の場としている。 <内容> 1. 改正児童福祉法に伴う一時保護時の子どもの意見聴取にかかる人材育成について。一時保護時の司法審査への法的支援について。(6/10公開)✓ 2. 女性活躍とアンコンシャスバイアスへの気づきを促す事業について。(6/20公開)✓ 3. 医師の確保と専門人材育成に向けた富山大学附属病院の高度救命救急センター指定の検討について。(6/30公開)✓			
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考	
	動画作成費 6月分	99,000	動画編集(1編@33,000円(税込))×3編	
	《合計》*	99,000	✓	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。) 金融機関名 北陸銀行 支店名 黒部支店 科目 普通預金 口座番号 6108464 受取人名 カ)以外 振込金額 99,000円 引落合計金額 99,000円(手数料 0円) 取引区分 振込 振込指定日 07月03日 / 振込依頼人名 外ハ 担当				

収受 令和 6 年 8 月 / 日

決裁 令和 6 年 8 月 5 日

処理 令和 6 年 8 月 5 日

議会報告（2024/6/10 公開）動画. 改正児童福祉法に伴う一時保護時の子どもの意見聴取にかかる人材育成について。一時保護時の司法審査への法的支援について。（令和6年3月予算特別委員会質疑）

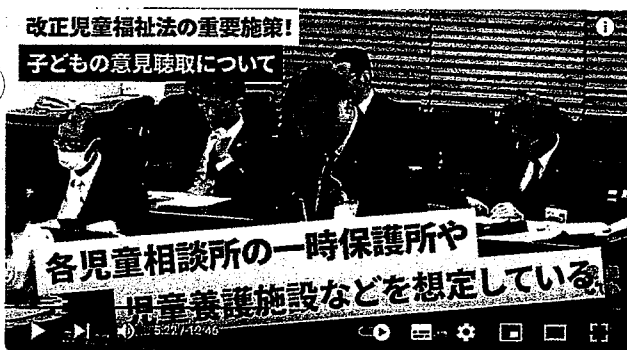
予算特別委員会の背景を話します！ 子どもの意見聴取について

録
画
機
で
撮
り
ま
し
た



改正児童福祉法の重要施策! 子どもの意見聴取について

録
画
機
で
撮
り
ま
し
た



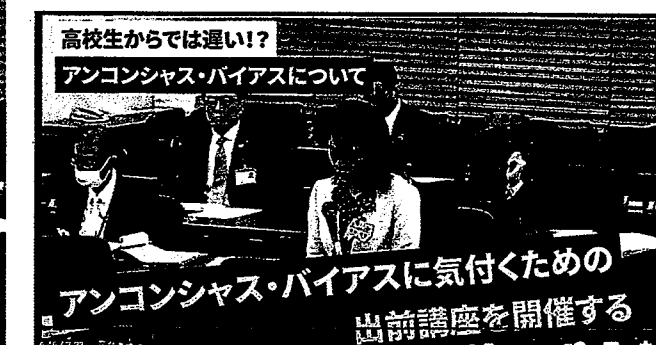
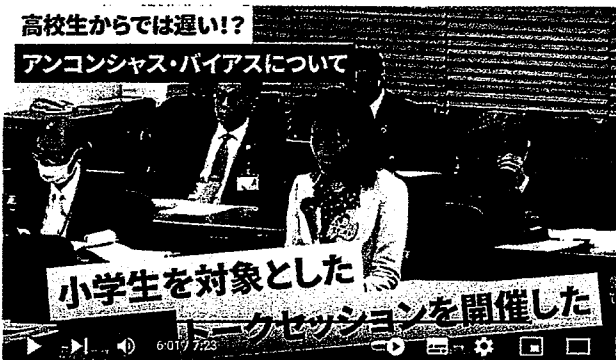
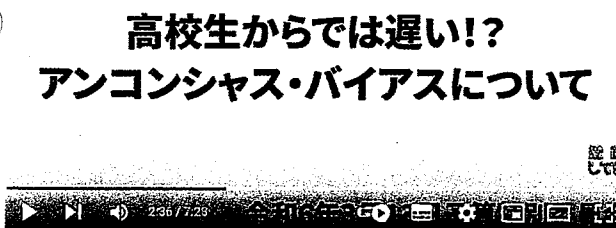
児童相談所職員の負担とならないために 一時保護時の司法審査について

録
画
機
で
撮
り
ま
し
た





議会報告（2024/6/20 公開）動画、女性活躍とアンコンシャスバイアスへの気づきを促す事業について。（令和6年3月予算特別委員会質疑）

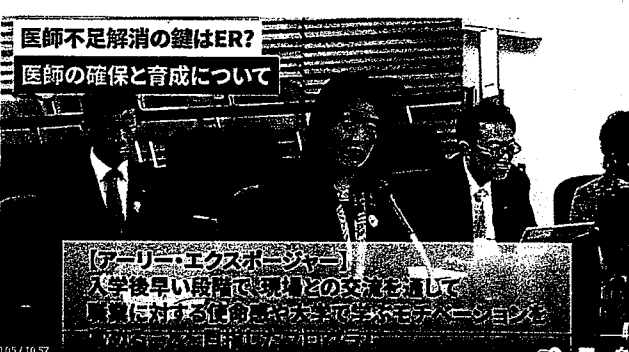
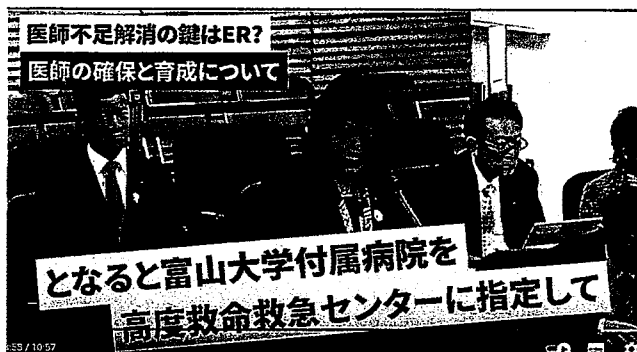
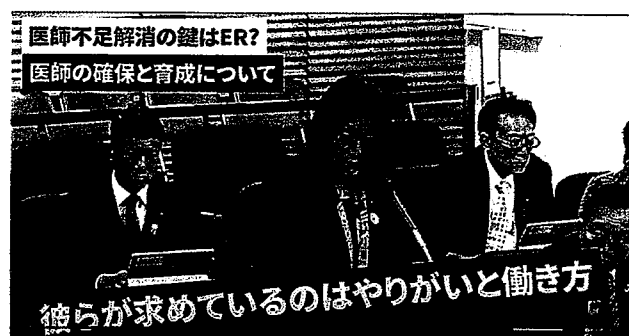
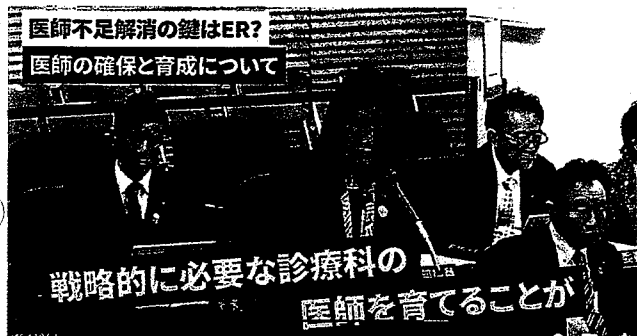


議会報告 (2024/6/30 公開) 動画. 医師の確保と専門人材育成に向けた富山大学附属病院の高度救命救急センター指定の検討について。(令和6年3月予算特別委員会質疑)



医師不足解消の鍵はER? 医師の確保と育成について

令和6年3月13日予算特別委員会



政務活動費対象事業実績報告書

報告者 種部恭子

整理番号	446	事業概要*	シンポジウムによる意見聴取および意見募集			
使途項目	03_広聴広報費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費				
内容	子宮頸がん予防ワクチンは予防接種法に定める定期接種であるにもかかわらず、厚生労働省勧告による積極的勧奨の差し控えにより接種率は1%未満まで低下した。勧告から1年ほどで厚労省の副反応検討部会において有害事象が副反応ではないと結論付けられ、診療体制が整備されたにもかかわらず、正しい情報の発信は行われなかった。報道においては有害事象に関する報道ばかりが報じられ、ワクチンの有効性や疫学調査で示された安全性については全く報じられることがなく、10年間ワクチン接種が止まっていたことの影響は多大であった。その影響は現在も続いており、接種率低迷により子宮頸がんの罹患が確定した女性は推定2万人強、死亡が確定した女性は6600人と推定されている。 キャッチアップ接種による挽回を図ることができる期間は残り1年弱となり、今後、ワクチン接種を推進する政策の実現のためには、メディアでこの10年間何が起こっていたのかを検証する必要があることから、当時の状況と課題を知るジャーナリストおよび専門家を招聘し、解決しなければならない問題についてパネルディスカッション形式でシンポジウムを行った。（当日の様子は別紙） 開催はNPO法人女性医療ネットワークとの共催とし、その労務および費用分担に関しては別紙の覚書の通り。 なお、シンポジウムはハイブリッド形式で開催し、県政報告用のYouTubeチャンネルでアーカイブを配信し広く県民から意見募集を行っている。 会場参加者 45名、ライブ視聴 286名、アーカイブ視聴 2,071回（2024年7月31日現在）					
上記事業に要した経費		金額（円）*	備考			
	広報用チラシ作成	98,780	チラシ3,900枚、SNS告知用案内デザイン /			
	ライブ配信パッケージ	165,000	※詳細別紙 /			
	《合計》*	263,780				

引落口座

金融機関名 北陸銀行

支店名 越前町支店

科目 普通預金

口座番号 1301670

受取人名 1)ミナモトノカゲイ

振込金額 98,780円

引落合計金額 98,780円 (手数料 0円)

取引区分 振込

振込指定日 07月03日

振込依頼人名 種部 恭子

口座

金融機関名 北陸銀行

支店名 速星支店

科目 普通預金

口座番号 5060640

受取人名 加井 加

振込金額 165,000円

引落合計金額 165,000円 (手数料 0円)

取引区分 振込

振込指定日 07月05日

振込依頼人名 種部 恭子

振込依頼は 7月 3日扱いです。

：7月 5日扱いです。

收受 令和 6年 8月 / 日
決裁 令和 6年 8月 5日
処理 令和 6年 8月 5日

請求明細書

PAGE

有限会社 三浦写真工芸所

TEL 076-421-8281 FAX 076-421-8052

北陸銀行越前町支店 普通 1301670

下記の通り御請求申し上げます

前回御請求額	御入金額	繰越金額	今回御買上額	消費税	今回御請求額
			89,800	8,980	98,780

[illegible]

（無料）
&無料配信！
どなたでも参加OK！（要申込）

子宮頸がんや
女性の健康に
興味がある

あの報道は
何だったのか
知りたい

ワクチンを勧めるべきか
どうかかわらない...

ワクチン接種を
迷っている...

少子化対策に
関心がある

社員、部下、若者の
健康に貢献したい

「シン
失われた10年」に
何が起
こって
いたのか

HPV
ワクチン、

女性医療ネットワーク×第5回ウイメンズアクションとやまジョイント企画

2024.6/23日
13:30~15:00

吉本レディースクリニック アネックスホール
+ ライブ&アーカイブ配信

藤松翔太郎

NHKディレクター
おはよう日本、クローズアップ現代、NHKスペシャルを担当すると共に、「フェイク・パスターズ」などの新番組やみんなでプラス「#がんの誤解」の立ち上げを行う。



宋美玄

丸の内の森レディースクリニック理事長
周産期医療・女性医療に従事する傍ら、産婦人科医の視点から社会問題の解決、ヘルスリテラシーの向上を目的とし活動・情報発信を行う。

高橋幸子

埼玉医科大学 産婦人科医
「自分を生きるための〈性〉のこと 性と生殖に関する健康と権利 (SRHR) 編」(少年写真新聞社、共著)、「マンガでわかる! 28歳からのおとめのカラダ大全」(KADOKAWA)など著書多数。



種部恭子

女性クリニック
We! TOYAMA代表・
産婦人科医/
富山県議会議員
科学的根拠に基づいた政策を実行中。



未来を奪ったのは、誰か?いのちの責任は誰にあるのか?メディアはなぜ報道できなかったのか。

ヒトパピローマウイルス (HPV) 感染で発生する「子宮頸がん」。日本でも、子宮頸がん予防ワクチン (HPVワクチン) を積極的に接種した世代では、推定で4万5千の子宮をがんから守りました。

しかし、この10年、けいれんなどの症状とワクチンに明らかな因果関係がないと分かったにもかかわらず、いまだに国民に正確な情報が伝えられないまま接種率は低迷。無料で接種できる定期予防接種でありながら、接種率は先進国中最下位。接種機会を逃した2000年度生まれ以降の女性がこのまま接種しなければ、子宮頸がんでの6,620人の死亡が確定します。そして救済策の無料接種

「キャッチアップ接種」は、今年度限りでおしまい。

日本では未だに、年間1,000人の女性が、30歳までに子宮を失っています。

女性の健康、とくにセクシュアル&リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (SRHR) の向上と女性医療の底上げに力を尽くしてきたNPO法人女性医療ネットワークと、富山で女性のからだと心と生き方のWell-beingを考え活動してきたウイメンズアクションとやまが、メディアに精通するメンバーを交えて、HPVワクチン10年の迷走とワクチンバッシングを巡る社会背景を掘り下げます。

共催

NPO法人女性医療ネットワーク/
自由民主党富山県議会議員会 種部恭子(ウイメンズアクションとやま)

お問合せ

種部恭子事務所

kyoko@tanebe.com TEL 076-461-5738

会場参加またはライブ配信 お申し込みはこちら

<https://hpv-lostdecade.peatix.com/>

※会場参加は当日受付可

後日シンポジウムの一部をアーカイブ配信します。



請求書

種部恭子 様



神成株式会社
代表取締役 杉下洋一
登録番号:T3230002005970
〒939-2711
富山県富山市婦中町鵜坂138-1
TEL: 076-465-3002
FAX: 076-465-3003



請求書番号: 8
請求日: 2024/06/30
お支払期限: 2024/07/31

件 〇 HPVワクチン、失われた10年に何が起こっていたのか

ご請求金額 165,000 円

品目	単価	数量	単位	価格
ライブ配信パッケージ スタンダードコース	150,000	1	式	150,000
小計				150,000
消費税額合計				15,000
合計				165,000
税率別内訳				
	税抜金額	消費税額	税込金額	
10%	150,000	15,000	165,000	

振込元

神成株式会社(カンナリ カブシキガイシャ)
北陸銀行 速星支店(118) □座番号(普通)5060640
北國銀行 富山南支店(407) □座番号(普通)27041
富山第一銀行 鵜坂支店(020) □座番号(普通)114391
三井住友銀行 富山支店(501) □座番号(普通)1129267

備考

誠に恐れいりますが、お振込手数料は御社にてご負担いただきますようお願い申し上げます。

2024.6.23. ウイメンズアクションとやま 実施報告書

NPO 法人女性医療ネットワークと自民党県議会議員会種部恭子の共催で開催。

労務、費用負担の分担については別紙覚書のとおり。

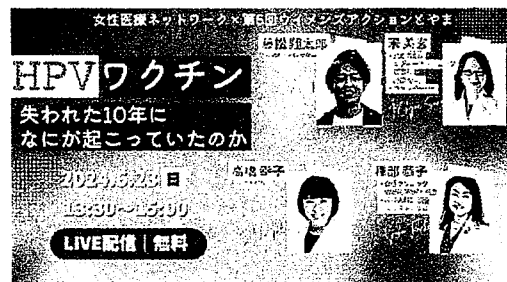
子宮頸がん予防ワクチンの接種が10年間止まっていたことに関して、メディアの影響は重大であり、その検証が政策推進には必須である。

その当時の状況と課題を知るジャーナリストおよび専門家を招聘し、今後市民への啓発に関する政策を進めるうえで解決しなければならない問題についてパネルディスカッション形式でシンポジウムを行い、県政報告用のYouTubeチャンネルでアーカイブを配信し広く県民から意見募集を行った。

頂いたご意見を県政での取り組みに反映する。

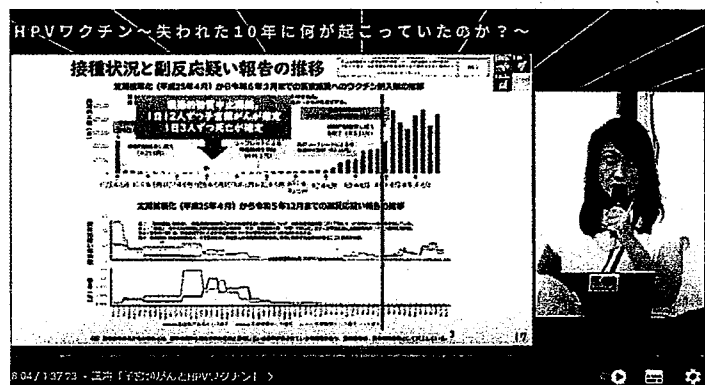
YouTube 配信 URL

https://www.youtube.com/watch?v=GU_xlmY_jZs

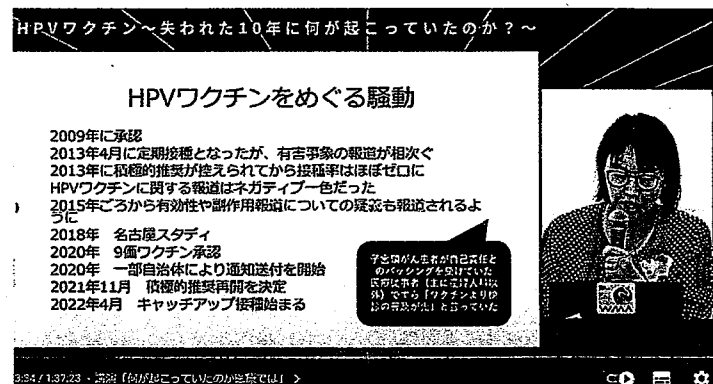


【シンポジウムの内容】

1. HPV ワクチンのエビデンスと社会に与えるインパクト
富山県議会議員 種部恭子



2. 失われた10年に何が起きていたのか
丸の内の森レディースクリニック
院長／ジャーナリスト
宋 美玄



3. ジャーナリスト
元読売新聞記者
岩永直子

いつまでも判断保留でいいのか

■マスコミは「被害」の報道ばかりを繰り返すか、両論併記
→市民の不安を増幅

■科学的知見も蓄積→客観的に判断する必要性
毎年約3000人が子宮頸がんで死亡する中、「中立ぶった現
状肯定」「様子見の態度」は歴史の検証に耐えられるか？

4. ジャーナリスト
元毎日新聞記者
小島正美

HPVワクチン～失われた10年に何が起っていたのか？～

新聞報道の問題点は何だったか

◎小島正美（1986年～2018年毎日新聞社生活報道部記者）

①弱者、被害者の声を重視。強く主張し、熱意あふれる行動力のある学者、弁護士、市民団体に耳を傾ける。市民からの抗議に弱い。2016年3月に池田信州大学教授が「動物実験で脳に障害」がピーク。それまで日本産科婦人科学会などのカウンターアクションはあまりなかった。

②村中瑞子氏の記事を受け、2016年11月、信州大学調査委員会が報告「動物実験は予備的なもの。適切な訂正内容を求める」と公表したが、読売を除き、大半の新聞は「不正なし」で追及せず。自己検証が苦手なメディアの特徴があらわに。以後、沈黙（報じない）に転じた。



5. NHK ディレクター
藤松翔太郎

HPVワクチン～失われた10年に何が起っていたのか？～

無邪気に社内提案 / 初めて知った「タブー感」

提出した番組提案

「がんになったのはテレビのせいです」

子宮けいがん
ワクチンか～
いろいろある
からね

放送後の対応
は誰がやる？
気をつけた方
が良いよ

絶対やったほう
がいい！！



6. SRHR 推進とバッシング
埼玉医科大学 高橋幸子

HPVワクチン～失われた10年に何が起っていたのか？～

Twitter サッコ先生の！ライフスキル講座 @sakkot0607

自己紹介

氏名 高橋幸子
(サッコ先生)

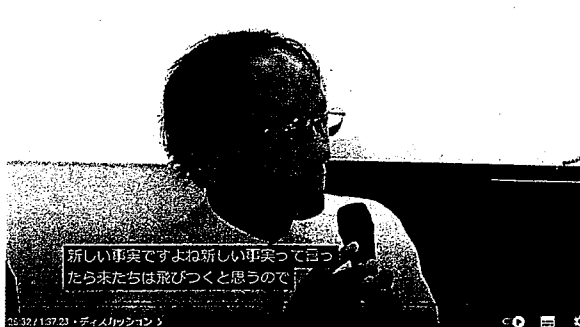
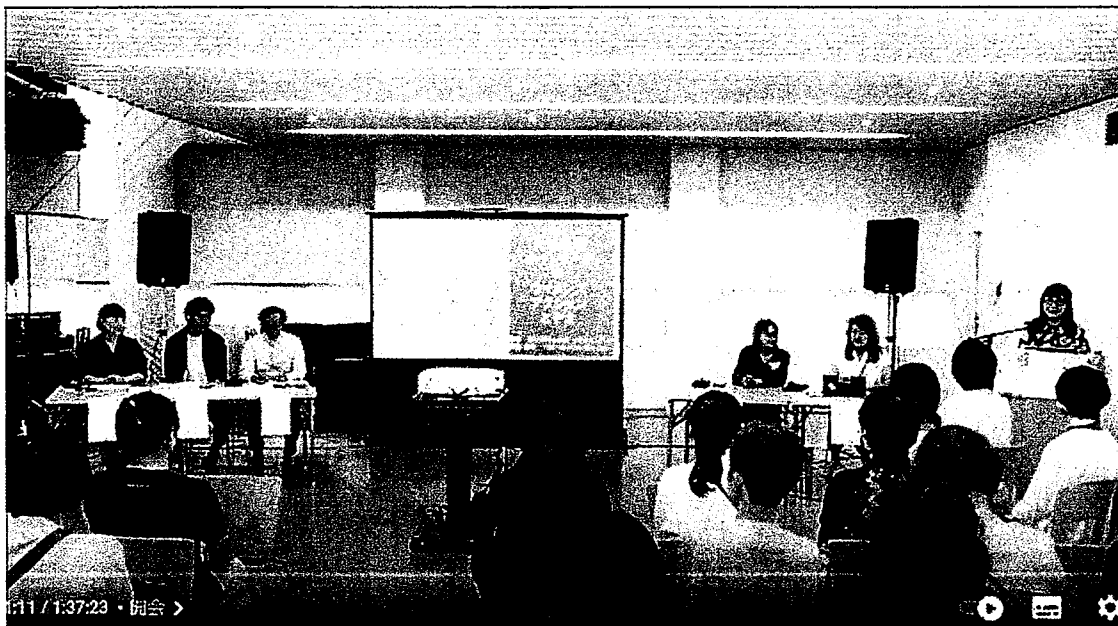
所属
埼玉医科大学
産婦人科



エロ
ワクチンと
性
教育
バッシング



7. 総合討論



【広報公聴の実績】

当日会場参加者 45 名

ライブ視聴 286 名

アーカイブ視聴 2,071 回 (2024 年 7 月 31 日現在)

YouTube 等で寄せられたご意見 34 件

第5回ウイメンズアクションとやま・女性医療ネットワーク ジョイント企画
共催に関する覚書

- ※ ウイメンズアクションとやまは、自由民主党富山県議会議員会種部恭子が年1回開催している公聴会であり、県政での取り組みに関連するテーマに関して、公開の場で専門家を招いて現状や課題を聞き取り、県議会議員種部恭子との討論により世論の把握や課題整理を行い、その内容を県民に公開し、政策に反映してきたものである。
- ※ 特定非営利活動法人女性医療ネットワークは、女性の健康に関する専門家が加盟する団体であり、定期的に女性の健康に関する課題に関する勉強会やシンポジウムを開催し、市民への啓発やロビイングを担ってきた団体である。

開催の趣旨

HPV ワクチンは、約 10 年間積極的勧奨が差し止められたことにより接種機会を逃した女性が多く、県政においても接種率向上に向けて啓発予算を計上し、自民党会派を中心に政策を進めてきた。しかし未だに十分な説明がないことで接種を躊躇する国民が多い。今後、ワクチンを差し止めた日本だけ、子宮頸がんにより子宮を失う若い女性が増えると推定されており、啓発にかかわっていたメディアや、正しい情報を発信すべきだったアカデミアおよび市町村の責任が問われる可能性がある。

国民の健康保持増進や少子化に多大な影響を与えるこの事象に関して、何が起きているのかを検証し、その責任を明らかにするとともに、未だに国民に対して十分説明が行われていない現状に対する対応策を探るために、専門家や関係者を招いて公開シンポジウムを開催し、課題の整理と政策立案の根拠とする。

実施要領

日時 2024 年 6 月 23 日

場所 吉本レディースクリニックアネックスホール

開催形式 会場参加＋ライブ配信（ハイブリッド開催）＋アーカイブのオンデマンド配信

講師 医師 3 名、ジャーナリスト 3 名

費用・労務に関する覚書

1. 講師依頼およびプログラムの企画は特定非営利活動法人女性医療ネットワークが実施し、その会議費および労務費は同法人が負担する。
2. 会場使用料、講師謝金および講師交通宿泊費は、特定非営利活動法人女性医療ネットワークが負担する。
3. フライヤーおよび Web 告知デザインの作成・印刷費、配布による県民への告知費用は、自由民主党富山県議会議員会種部恭子が負担する。

4. ライブ配信およびアーカイブ作成は、自由民主党富山県議会議員会種部恭子が費用負担する。
5. オンデマンド配信は自由民主党富山県議会議員会種部恭子が県政報告のために開設している YouTube チャンネルで公開する（利益および費用負担は発生しない）。
6. オンデマンド配信の内容については、双方で責任を請け負う。

2024年4月3日

特定非営利活動法人女性医療ネットワーク

理事長 池田裕美

自由民主党富山県議会議員会

種部恭子

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

種部恭子

整理番号	447	事業概要*			
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容	令和6年 6月分 事務所賃貸借料 (6/1~6/30) 令和6年 6月分 電気料金 (5/16~6/16)				
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額 (円) *	備 考		
	事務所賃貸借料 6月分 ✓	25,000 ✓	50,000 円 × 0.5 = 25,000 円		
	電気料金 6月分 ✓	2,535 ✓	5,071 円 × 0.5 = 2,535 円		
	水道料金 ✓	1,433 ✓	2,866 円 × 0.5 = 1,433 円		
	《合 計》*	28,968 ✓			

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

番号

日付

取引

お引出金額

004

2024年05月27日分

出金

53,016円

別紙添付

家賃 50,000 円

水道料 2,866 円

手数料 150 円

計 53,016 円

収受 令和 6 年 8 月 / 日
決裁 令和 6 年 8 月 5 日
処理 令和 6 年 8 月 5 日

CENTURY 21

No. 0402

領 収 証

種部恭子 様

2024年5月27日

金 額			百		千		円
					2	866	

但 西田地方貸家 水道料
2024年2月28日~2024年4月1日分

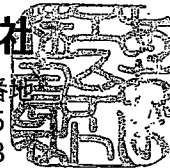
印
紙

上記正に領収いたしました

入 金 内 訳			
現 金			
振 込			2866
消 費 税	10%	(内)	261
合 計			2866

あおばエステート株式会社

〒939-8212 富山県富山市掛尾町452番地
TEL.076-413-3555
FAX.076-491-6178



担当者



センチュリー21の加盟店は、すべて独立・自営です。

登録番号:T62300071005886

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人 北陸電力株式会社

2024 6 金 額 5071

振込人 (ご契約名) 種部 恭子

お支払期日 7月17日

消費税等相当額(再掲) 円 461

精算額(再掲) 円

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます

ご使用場所 富山市 西田地方町2丁目 8-2

お客さま番号 計算区 12

契 約	金 額 (円)	消費税等相当額(再掲) (円)
211	5071	461
合 計	5071	461

北陸電力株式会社

お客さまサービスセンター
TEL 0120-776453

領 収 日 附 印

5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付

お客さま印(2005)

124.7.10

ご 契 約	①	②	③	④
ご 使 用 期 間	5月16日 ~ 6月16日			
契約容量/力率 (%)	60A			
ご 使 用 量 Kwh				
ご使用量1	116			
ご使用量2				
ご使用量3				
(合 計)	116			
内 訳				
ご請求金額	5071			
消費税等相当額(再掲)	461			
基本料金	1815			
電力量料金	3579			
燃料費調整額	-947			
各種割引額				
再エネ発電賦課金	404			
延滞利息額				
精算額				
紙面発行手数料	220			

作成日2024年 6月21日

燃料費調整単価が「*」の場合、
燃料費調整単価は当社ホームページ
にてご確認ください。

燃 料 費 調 整 単 価	
今月分	-8円17銭
来月分	-6円42銭

再エネ発電促進賦課金単価	
今月分	3円49銭
来月分	3円49銭

※燃料費調整単価および再エネ発電促進
賦課金単価は従量制の単価を表示して
おります(ご契約①と②など、複数の
ご契約が表示されている場合、ご契約
ごとで適用する燃料費調整単価が異な
ることがあります)。その他、定額制
のご契約の場合など、詳しくは当社ホ
ームページでご確認ください。

電気料金(ご請求金額)には以下の託送料金相当額(税込)が含まれています(詳細は裏面をご確認下さい)。

託 送 料 金 相 当 額	1,075円		
※ 賠償責任相当額および 原価円滑化負担金相当額	5円80銭		

※廃炉円滑化負担金相当額は、単価が1銭に満たないため0円で算定しています。

支 払 期 日	7月17日
次 回 検 針 日	7月17日

※本書は、適格請求書ではありません。適格請求書は、ほくリンク等からご確認ください。

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

種部恭子

整理番号	448	事業概要*	通信費および名刺印刷費														
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費															
内容	令和6年 5月分 電話・FAX使用料等 (5/1-5/31) /																
上記 事業に 要した 経費		金額(円)*	備 考														
	電話・FAX使用料等 5月分	4,175	/	8,351 円 × 0.5 = 4,175 円													
《合 計》*		4,175															
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)																	
<table border="1"><thead><tr><th>日付</th><th>お支払金額</th><th>お預かり金額</th><th>取引</th></tr></thead><tbody><tr><td>07月01日分</td><td>8,351円</td><td></td><td>出金</td></tr><tr><td>合計</td><td>8,351円 1件</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>						日付	お支払金額	お預かり金額	取引	07月01日分	8,351円		出金	合計	8,351円 1件		
日付	お支払金額	お預かり金額	取引														
07月01日分	8,351円		出金														
合計	8,351円 1件																

別紙添付

收受 令和 6 年 8 月 / 日
決裁 令和 6 年 8 月 5 日
処理 令和 6 年 8 月 5 日

請求額確定日 2024年 6月 13日

日頃、サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

(1 / 1 ページ)

お客様氏名 CUSTOMER NAME	種部恭子事務所 ※JIS漢字コード以外の一部文字において●(黒まる)表示になる場合があります。	様
お客様電話番号等 BILLING NUMBER	[REDACTED]	

口座振替のご案内

下記、ご利用料金をご指定の口座から振替させていただきます。

The following amount was transferred from your account.

請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年6月ご請求分
振替金額 TRANSFER AMOUNT OF MONEY	8,351円
振替日 TRANSFER DAY	2024年7月1日(月)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】-----

適格請求書発行事業者名：NTTファイナンス株式会社（登録番号：T8010401005011）

10%対象請求額（税込）	7,251円	うち消費税等	659円
非対象等請求額	1,100円	ご請求額合計	8,351円

各社のご利用料金・利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** 振替口座のお知らせ ***

振替口座情報

口座番号 [REDACTED]

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ*** フレッツ光の割引サービス（光ももっとも割、Web光ももっとも割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割）は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中に本割引を解約された場合、解約金が発生する場合があります。割引適用期間の満了月とその翌月の解約には解約金は発生いたしません。詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト[<http://flets-w.com/wari/>]でご確認ください。*NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証（西日本ご利用分）

RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。

The following amount was transferred from your account.

請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年5月ご請求分 (2024年5月31日振替)
領収金額 AMOUNT RECEIVED	8,253円
振替口座 BANK ACCOUNT	金融機関名 (BANK/POST OFFICE) * * * * * 口座番号 (ACCOUNT) [REDACTED]

※本書は電子文書です。

※前日以前のご請求額を口座振替にてお支払いの場合のみ『電話料金等料金領収証』を表示いたします。

NTTファイナンス株式会社

〒108-0075

東京都港区港南1-2-70



ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あくまで日本全国においてユニバーサルサービス（ＮＴＴ東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
なお、社団法人電気通信事業者協会から、番号当たりの費用（番号単価）が公表されています。

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

種部恭子

整理番号	449	事業概要*				
使途項目	10_人件費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費				
内容	事務員人件費 令和 6 年 6 月分 別添 勤務実績表のとおり					
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額(円)*	備考			
	事務員人件費 6 月分	41,400	7/10			
	《合 計》*	41,400				
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						
別紙添付						

收受 令和 6 年 8 月 / 日
決裁 令和 6 年 8 月 5 日
処理 令和 6 年 8 月 5 日

勤務実績表

令和6年

月	日	曜日	就業時間	休憩(H)	実労働時間	備考
6	1	土	: ~ :			
	2	日	: ~ :			
	3	月	9 : 00 ~ 13 : 00	0	4	書類整理・作成
	4	火	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
	5	水	: ~ :			
	6	木	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
	7	金	: ~ :			
	8	土	: ~ :			
	9	日	: ~ :			
	10	月	: ~ :			
	11	火	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
	12	水	: ~ :			
	13	木	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
	14	金	: ~ :			
	15	土	: ~ :			
	16	日	: ~ :			
	17	月	: ~ :			
	18	火	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
	19	水	: ~ :			
	20	木	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
	21	金	: ~ :			
	22	土	: ~ :			
	23	日	: ~ :			
	24	月	9 : 00 ~ 13 : 00	0	4	書類整理・作成
	25	火	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
	26	水	: ~ :			
	27	木	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
	28	金	: ~ :			
	29	土	: ~ :			
	30	日	: ~ :			
			: ~ :			
実勤務時間合計					40	
40	時間×時給	950 円	=	38,000 円	✓	
10	日×交通費	340 円	=	3,400 円	✓	
支給合計				41,400 円	✓	
源泉所得税				1,163 円		
差引支給額				40,237 円		

領 収 証

自由民主党富山県議会議員

種 部 恭 子 様

40,237 円

令和6年 7 月 10 日

上記金額正に領収いたしました。

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

種部恭子

整理番号	8/2	事業概要*	動画による県政での取り組みの報告と意見募集	
使途項目	03_広聴広報費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費		
内容	令和6年6月定例会前厚生環境委員会および6月定例会一般質問について、質問の背景となる課題と現状を説明し、質問および当局答弁の動画記録と合わせて編集し、県民、とくに若い世代に届く形で県政報告を行った。広く意見を聴取するためYouTubeで配信し、コメントおよびその返信機能を用いて、更なる説明や意見聴取の場としている。 <内容> 1. 若い女性の転出超過と男女賃金格差について (7/10公開) 2. 男女の賃金の差異を公表できない理由について (7/20公開) 3. 女性の健康課題について (7/30公開)			
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額(円)*	備 考	
	動画作成費 7月分	99,000	動画編集(1編@33,000円(税込))×3編	
	《合 計》*	99,000		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				
金融機関名 北陸銀行 支店名 黒部支店 科目 普通預金 口座番号 ~ 受取人名 加以外 振込金額 99,000円 引落合計金額 99,000円(手数料 0円) 取引区分 振込 振込指定日 08月05日 振込依頼人名 種部 恭子				

収受 令和 6 年 10 月 21 日

決裁 令和 6 年 10 月 21 日

処理 令和 6 年 10 月 21 日

1. 若い女性の転出超過と男女賃金格差について (7/10 公開)

議会動画 #047 女性の地方流出を 防げるのか? 男女賃金格差の公表について【令和6年6月19日一般質問】【重部 恭子】	女性の地方流出を防げるのか? 男女賃金格差の公表について 女性の賃金格差について 2問質問する 男女賃金格差の公表について【令和6年6月19日一般質問】【重部 恭子】【岡山県議会】	男女賃金格差の公表について 公表している企業のうち21.6%しか 賃金差異を公表していないが 男女賃金格差の公表について【令和6年6月19日一般質問】【重部 恭子】【岡山県議会】
---	---	--

2. 男女の賃金の差異を公表できない理由について (7/20 公開)

議会動画 #048 女の 賃金格差は なぜ 公表されないのか? そもそもどう公表すればいいの? 賃金格差を公表しない理由について	そもそもどう公表すればいいの? 賃金格差を公表しない理由について 育児等でブランクがあった場合 キャリアにどう影響するの? そもそもどう公表すればいいの? 賃金格差を公表しない理由について【令和6年6月19日一般質問】【重部 恭子】【岡山県議会】	そもそもどう公表すればいいの? 賃金格差を公表しない理由について フェアネスを感じる ロードマップを公表しやすいように そもそもどう公表すればいいの? 賃金格差を公表しない理由について【令和6年6月19日一般質問】【重部 恭子】【岡山県議会】
--	--	--

3. 女性の健康課題について (7/30 公開)

議会動画 #049 月経痛、月経前 イライラで 6000億円損失? 女性の健康課題について【令和6年6月19日一般質問】【重部 恭子】	月経痛と月経前のイライラで6,000億円損失? 女性の健康課題について 月経随伴症状による経済損失は 年間約6,000億 女性の健康課題について【令和6年6月19日一般質問】【重部 恭子】【岡山県議会】	月経痛と月経前のイライラで6,000億円損失? 女性の健康課題について 本県での就労を選択してもらうための 有力な戦略だと思う 女性の健康課題について【令和6年6月19日一般質問】【重部 恭子】【岡山県議会】
---	--	---

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 種部恭子

整理番号	813	事業概要*			
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容	令和6年 7月分 事務所賃貸借料 (7/1~7/31) 令和6年 7月分 電気料金 (6/17~7/16)				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考		
	事務所賃貸借料 7月分	25,000	50,000 円 × 0.5 = 25,000 円		
	電気料金 7月分	2,623	5,246 円 × 0.5 = 2,623 円		
	《合計》*	27,623			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					
別紙添付	番号 日付 取引 お引出金額 006 2024年06月27日分 出金 50,150円 家賃 50,000円 手数料 150円				

収受 令和 6 年 10 月 21 日
決裁 令和 6 年 10 月 21 日
処理 令和 6 年 10 月 21 日

電 気 料 金 領 収 書
受 取 人 北陸電力株式会社
年 月 分 2024 7 金 額 5 2 4 6
振込人 (ご契約名) 種部 恭子 概 消費税等相当額 (再掲) 円 476
お支払期日 8月16日 精算額 (再掲) 円

ご使用場所 富山市 西田地方町2丁目 8-2

お客さま番号 計 算 区 12

契 約	金 額 (円)	消費税等相当額 (再掲) (円)
211	5246	476
合 計	5246	476

お客さまサービスセンター
TEL 0120-776453



2024. 8. 09

ご 契 約	①	②	③	④
ご 使 用 期 間	6月17日 ~ 7月16日			
契約容量/力率 (%)	60A			
ご 使 用 量 Kwh (合 計)	115			
内 訳				
ご請求金額	5246			
消費税等相当額 (再掲)	476			
基本料金	1815			
電力量料金	3548			
燃料費調整額	-738			
各種割引額				
再エネ発電賦課金	401			
延滞利息額				
精算額				
紙面発行手数料	220			

電気料金 (ご請求金額) には以下の託送料金相当額 (税込) が含まれています (詳細は裏面をご確認下さい)。

託 送 料 金 相 当 額	1,066円			
再 掲 臨 負 担 金 相 当 額 お よ び 庶 務 内 務 化 負 担 金 相 当 額	5円75銭			

※ 庶務内務化負担金相当額は、単価が1銭に満たないため0円で算定しています。

作成日 2024年 7月23日

燃料費調整単価が「*」の場合、
燃料費調整単価は当社ホームページ
にてご確認ください。

燃 料 費 調 整 単 価	
今月分	-6円42銭
来月分	-6円50銭

再エネ発電促進賦課金単価	
今月分	3円49銭
来月分	3円49銭

※燃料費調整単価および再エネ発電促進
賦課金単価は従量制の単価を表示して
おります (ご契約①と②など、複数の
ご契約が表示されている場合、ご契約
ごとで適用する燃料費調整単価が異なる
ことがあります)。その他、定額制
のご契約の場合など、詳しくは当社ホ
ームページでご確認ください。

支 払 期 日	8月16日
次 回 検 針 日	8月15日

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

種部恭子

整理番号	814	事業概要*	通信費
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容	令和6年 6月分 電話・FAX使用料等 (6/1-6/30)		
上記 事業に 要した 経費		金額(円)*	備 考
	電話・FAX使用料等 6840	4,263	8,527 円 × 0.5 = 4,263 円
《合 計》*		4,263	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を渡し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			
別紙添付	対象口座 XXXXXXXXXX		
	預金残高: 〃 円 (お引出し可能金額 〃 円)		
	<u>照会条件を変更する</u>		
	日付	お支払金額	
	07月31日分	8,527円	
	合計	8,527円 1件	

収受 令和 6 年 10 月 21 日

決裁 令和 6 年 10 月 21 日

処理 令和 6 年 10 月 21 日

請求額確定日 2024年 7月 13日

日頃、サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

(1 / 1 ページ)

お客様氏名 CUSTOMER NAME	種部恭子事務所 ※JIS漢字コード以外の一部文字において●(黒まる)表示になる場合があります。	様
お客様電話番号等 BILLING NUMBER	[REDACTED]	

口座振替のご案内

下記、ご利用料金をご指定の口座から振替させていただきます。

The following amount was transferred from your account.

請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年7月ご請求分
振替金額 TRANSFER AMOUNT OF MONEY	8,527円
振替日 TRANSFER DAY	2024年7月31日(水)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

適格請求書発行事業者名：NTTファイナンス株式会社（登録番号：T8010401005011）

10%対象請求額（税込） 7,427円 うち消費税等 675円

非対象等請求額 1,100円 ご請求額合計 8,527円

※各社のご利用料金・利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** 振替口座のお知らせ ***

振替口座情報

口座番号 [REDACTED]

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

NTT西日本からのお知らせ フレッツ光の割引サービス（光もっともっと割、Web光もっともっと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割）は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中に本割引を解約された場合、解約金が発生する場合があります。割引適用期間の満了月とその翌月の解約には解約金は発生いたしません。詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト[<http://flets-w.com/wari/>]でご確認ください。*NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証（西日本ご利用分）

RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。

The following amount was transferred from your account.

請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年6月ご請求分 (2024年7月1日振替)
領収金額 AMOUNT RECEIVED	8,351円
振替口座 BANK ACCOUNT	金融機関名 (BANK/POST OFFICE) 口座番号 (ACCOUNT)
	* * * * *

※本書は電子文書です。

※前月以前のご請求額を口座振替にてお支払いの場合のみ『電話料金等料金領収証』を表示いたします。

NTTファイナンス株式会社

〒108-0075

東京都港区港南1-2-70



ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（NTT東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用（番号単価）が公表されています。

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

種部恭子

整理番号	815	事業概要*				
使途項目	10_人件費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費				
内容	事務員人件費 令和 6 年 7 月分 別添 勤務実績表のとおり					
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額(円)*	備考			
	事務員人件費 7 月分	37,600				
	《合 計》*	37,600				
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						
別紙添付						

收受 令和 6 年 10 月 21 日
決裁 令和 6 年 10 月 21 日
処理 令和 6 年 10 月 21 日

勤務実績表

令和6年

月	日	曜日	就業時間	休憩(H)	実労働時間	備考
7	1	月	: ~ :			
	2	火	14 : 00 ~ 17 : 00	0	3	書類整理・作成
	3	水	: ~ :			
	4	木	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
	5	金	: ~ :			
	6	土	: ~ :			
	7	日	: ~ :			
	8	月	: ~ :			
	9	火	: ~ :			
	10	水	9 : 00 ~ 13 : 00	0	4	書類整理・作成
	11	木	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
	12	金	: ~ :			
	13	土	13 : 30 ~ 15 : 00	0	1.5	書類整理・作成
	14	日	: ~ :			
	15	月	: ~ :			
	16	火	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
	17	水	: ~ :			
	18	木	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
	19	金	: ~ :			
	20	土	: ~ :			
	21	日	: ~ :			
	22	月	: ~ :			
	23	火	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
	24	水	: ~ :			
	25	木	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
	26	金	: ~ :			
	27	土	: ~ :			
	28	日	: ~ :			
	29	月	: ~ :			
	30	火	14 : 00 ~ 17 : 30	0	3.5	書類整理・作成
	31	水	: ~ :			
実勤務時間合計					36	
36	時間×時給	950 円	=	34,200	円	
10	日×交通費	340 円	=	3,400	円	
	支給合計			37,600	円	
	源泉所得税			1,047	円	
	差引支給額			36,553	円	

領収証

自由民主党富山県議会議員

種部 恭子様

36,553

円

令和6年 8 月 10 日

上記金額正に領収いたしました。

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 種部恭子

整理番号	816	事業概要*	動画による県政での取り組みの報告と意見募集			
使途項目	03_広報広報費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費				
内容	令和6年6月定例会前厚生環境委員会および6月定例会一般質問について、質問の背景となる課題と現状を説明し、質問および当局答弁の動画記録と合わせて編集し、県民、とくに若い世代に届く形で県政報告を行った。広く意見を聴取するためYouTubeで配信し、コメントおよびその返信機能を用いて、更なる説明や意見聴取の場としている。 <内容> 1. 女性のヘルスリテラシーについて (8/10公開) 2. 若者の交際・恋愛支援について (8/20公開) 3. 県立高校校則公開の現状について (8/30公開)					
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額 (円) *	備 考			
	動画作成費 816	99,000	動画編集 (1編@33,000円 (税込)) × 3編			
	《合 計》*	99,000	✓			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を渡し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						
金融機関名 北陸銀行 支店名 黒部支店 科目 普通預金 口座番号 受取人名 加々味 振込金額 99,000円 引落合計金額 99,000円 (手数料 0円) 取引区分 振込 振込指定日 09月03日 振込依頼人名 種部 恭子						

収受 令和 6 年 10 月 21 日
決裁 令和 6 年 10 月 21 日
処理 令和 6 年 10 月 21 日

請求書

種部恭子事務所 御中

下記の通り、ご請求申し上げます。

案件名/SNS運用(8月)議会

ご請求金額(税込) ¥99,000

発行日 2024年8月31日

インボイス登録番号 T6230001019259

株式会社つめあと 代表取締役 中林 琢磨
〒938-0861 富山県黒部市宇奈月町下立21-2

TEL [Redacted]



内容・仕様	数量	単位	単価	合計	備考
YouTube本編動画編集費	3	式	30000	¥90,000	

振込手数料はお客様にてご負担をお願い申し上げます。

小計	¥90,000	
消費税(10%)	¥9,000	
源泉徴収		
総合計	¥99,000	

【振込先】北陸銀行 黒部支店 口座/130 口座番号/6108464 口座名義/カ) ツメアト

1. 女性のヘルスリテラシーについて (8/10 公開)

第50回 開経教育って知ってますか？ 日本人女性の教育は 女性のヘルスリテラシーについて 【令和6年6月19日一般質問】	開経教育って知ってますか？ 女性のヘルスリテラシーについて 更年期あるいはエイジングについて リテラシーの向上が 女性のヘルスリテラシーについて【令和6年6月19日一般質問】	開経教育って知ってますか？ 女性のヘルスリテラシーについて 社会保障費に与える 費用対効果が非常に 女性のヘルスリテラシーについて【令和6年6月19日一般質問】
--	--	---

2. 若者の交際・恋愛支援について (8/20 公開)

第51回 お付き合いはどうするの?? 若者の交際・恋愛支援について 【令和6年6月19日一般質問】	お付き合いはどうするの?? 若者の交際・恋愛支援について 恋愛に参入すること自体が 非常に難しくなったのが現状 若者の交際・恋愛支援について【令和6年6月19日一般質問】	お付き合いはどうするの?? 若者の交際・恋愛支援について 速いスピードでハザードを 取り除いていく政策が必要ではないか 若者の交際・恋愛支援について【令和6年6月19日一般質問】
---	--	--

3. 県立高校校則公開の現状について (8/30 公開)

第52回 校則は高校の特徴を知る広告塔! 県立高校校則公開の現状について 【令和6年6月19日一般質問】	校則は高校の特徴を知る広告塔! 県立高校校則公開の現状について 校則がホームページで公開されている 高校は見当たらなかった 県立高校校則公開の現状について【令和6年6月19日一般質問】	校則は高校の特徴を知る広告塔! 県立高校校則公開の現状について 【生徒指導要綱】 生徒指導に際し組織的・体系的な生徒指導の取り組みを進めることができるよう、生徒指導に助する学校・教職員向けの基本書として、規範・考え方や実践の指導方法等を時代の変化に即して簡便的にまとめたもの 県立高校校則公開の現状について【令和6年6月19日一般質問】
--	---	---

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 種部恭子

整理番号	217	事業概要*			
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容	令和6年 8月分 事務所賃貸借料 (8/1~8/31) 令和6年 8月分 電気料金 (7/17~8/14)				
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額 (円) *	備 考		
	事務所賃貸借料 8月分	25,000	50,000 円 × 0.5 = 25,000 円		
	電気料金 8月分	2,799	5,598 円 × 0.5 = 2,799 円		
	《合 計》*	27,799			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を渡し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					
別紙添付	番号 日付 取引 お引出金額 005 2024年07月29日分 出金 50,150円 家賃 50,000円 手数料 150円				

收受 令和 6 年 10 月 21 日
決裁 令和 6 年 10 月 21 日
処理 令和 6 年 10 月 21 日

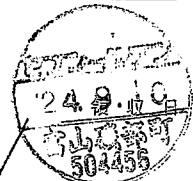
受取人 北陸電力株式会社
2024 8 金額 5598
振込人 (ご契約名) 種部 恭子 振込表等相当額(再掲) 円 508
お支払期日 9月17日 精算額(再掲) 円

ご使用場所 高山市 西田地方町2丁目 8-2

お客さま番号 計算区 12

契約	金額 (円)	消費税等相当額(再掲) (円)
211	5598	508
合計	5598	508

お客さまサービスセンター
TEL 0120-776453



5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付

24.9.10

ご契約	①	②	③	④
ご使用期間	7月17日 ~ 8月14日			
契約容量/力率(%)	60A			
ご使用量 Kwh	ご使用量1 127 ご使用量2 ご使用量3 (合計) 127			
内訳	ご請求金額 5598 消費税等相当額(再掲) 508 基本料金 1815 電力量料金 3946 燃料費調整額 -825 各種割引額 再エネ発電賦課金 443 延滞利息額 精算額 紙面発行手数料 220			

作成日2024年 8月21日

燃料費調整単価が「*」の場合、
燃料費調整単価は当社ホームページ
にてご確認ください。

燃料費調整単価	
今月分	-6円50銭
来月分	-10円47銭

再エネ発電促進賦課金単価	
今月分	3円49銭
来月分	3円49銭

※燃料費調整単価および再エネ発電促進
賦課金単価は従量制の単価を表示して
おります(ご契約①と②など、複数の
ご契約が表示されている場合、ご契約
ごとで適用する燃料費調整単価が異なる
ことがあります)。その他、定額制
のご契約の場合など、詳しくは当社ホ
ームページでご確認ください。

電気料金(ご請求金額)には以下の託送料金相当額(税込)が含まれています(詳細は裏面をご確認下さい)。

託送料金相当額	1,177円
※賠償責任相当額および 廃炉円滑化負担金相当額	6円35銭

※廃炉円滑化負担金相当額は、単価が1銭に満たないため0円で算定しています。

支払期日	9月17日
次回検針日	9月17日

※本書は、適格請求書ではありません。適格請求書は、ほくリンク等からご確認ください。

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

種部恭子

整理番号	8/8	事業概要*	通信費								
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費									
内容	令和6年 7月分 電話・FAX使用料等 (7/1-7/31)										
上記 事業に 要した 経費		金額(円)*	備 考								
	電話・FAX使用料等 785	4,158	8,316 円 × 0.5 = 4,158 円								
《合 計》*		4,158									
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)											
<table><tr><td>日付</td><td>お支払金額</td><td>お預かり金額</td><td>取引</td></tr><tr><td>2024年09月02日分</td><td>8,316円</td><td></td><td>出金</td></tr></table>				日付	お支払金額	お預かり金額	取引	2024年09月02日分	8,316円		出金
日付	お支払金額	お預かり金額	取引								
2024年09月02日分	8,316円		出金								

別紙添付

収受 令和 6 年 10 月 21 日
決裁 令和 6 年 10 月 21 日
処理 令和 6 年 10 月 21 日

請求額確定日 2024年 8月 13日

日頃、サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

(1 / 1 ページ)

お客様氏名 CUSTOMER NAME	種部恭子事務所 ※JIS漢字コード以外の一部文字において●(黒まる)表示になる場合があります。	様
お客様電話番号 BILLING NUMBER		

口座振替のご案内

下記、ご利用料金をご指定の口座から振替させていただきます。
The following amount was transferred from your account.

請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年8月ご請求分
振替金額 TRANSFER AMOUNT OF MONEY	8,316円
振替日 TRANSFER DAY	2024年9月2日(月)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

適格請求書発行事業者名: NTTファイナンス株式会社(登録番号: T8010401005011)

10%対象請求額(税込)	7,216円	うち消費税等	656円
非対象等請求額	1,100円	ご請求額合計	8,316円

※各社のご利用料金・利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

振替口座のお知らせ
振替口座情報
口座番号:

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***
奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***
フレッツ光の割引サービス(光もつともつとWi-Fi、Web光もつともつとWi-Fi、どーんと割、どーんと学習、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中に本割引を解約された場合、解約金が発生する場合があります。割引適用期間の満了月とその翌月の解約には解約金は発生いたしません。詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト[<http://flets-w.com/wari/>]でご確認ください。*NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (西日本ご利用分)

RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年7月ご請求分 (2024年7月31日振替)
領収金額 AMOUNT RECEIVED	8,527円
振替口座 BANK ACCOUNT	金融機関名 (BANK/POST OFFICE) 口座番号 (ACCOUNT)

※本書は電子文書です。
※前月以前のご請求額を口座振替にてお支払いの場合のみ『電話料金等料金領収証』を表示いたします。

NTTファイナンス株式会社

〒108-0075

東京都港区港南1-2-70



ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（NTT東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用（番号単価）が公表されています。

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

種部恭子

整理番号	519	事業概要*				
使途項目	10_人件費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費				
内容	事務員人件費 令和 6 年 8 月分 別添 勤務実績表のとおり					
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額(円)*	備 考			
	事務員人件費 8 月分	38,210	✓			
	《合 計》*	38,210	✓			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徹し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						
別紙添付						

收受 令和 6 年 10 月 21 日
決裁 令和 6 年 10 月 21 日
処理 令和 6 年 10 月 21 日

勤務実績表

令和6年

月	日	曜日	就業時間	休憩(H)	実労働時間	備考
8	1	木	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
	2	金	: ~ :			
	3	土	: ~ :			
	4	日	: ~ :			
	5	月	: ~ :			
	6	火	13 : 30 ~ 18 : 30	0	5	書類整理・作成
	7	水	: ~ :			
	8	木	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
	9	金	: ~ :			
	10	土	: ~ :			
	11	日	: ~ :			
	12	月	: ~ :			
	13	火	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
	14	水	: ~ :			
	15	木	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
	16	金	: ~ :			
	17	土	: ~ :			
	18	日	: ~ :			
	19	月	: ~ :			
	20	火	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
	21	水	: ~ :			
	22	木	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
	23	金	: ~ :			
	24	土	: ~ :			
	25	日	: ~ :			
	26	月	: ~ :			
	27	火	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
	28	水	: ~ :			
	29	木	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
	30	金	: ~ :			
	31	土	: ~ :			
実勤務時間合計					37	
37	時間×時給	950 円	=	35,150	円	
9	日×交通費	340 円	=	3,060	円	
	支給合計			38,210	円	
	源泉所得税			1,076	円	
	差引支給額			37,134	円	

領収証

自由民主党富山県議会議員

種 部 恭 子 様

37,134 円

令和6年 9 月 10 日

上記金額正に領収いたしました。

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 種部恭子

整理番号	820	事業概要*	動画による県政での取り組みの報告と意見募集			
使途項目	03_広聴広報費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費				
内容	令和6年6月定例会前厚生環境委員会および6月定例会一般質問について、質問の背景となる課題と現状を説明し、質問および当局答弁の動画記録と合わせて編集し、県民、とくに若い世代に届く形で県政報告を行った。広く意見を聴取するためYouTubeで配信し、コメントおよびその返信機能を用いて、更なる説明や意見聴取の場としている。 <内容> 1. プレ妊活健診の拡充について (9/10公開) 2. 1型糖尿病患者の医療費補助について (9/20公開) 3. 新子宮頸がん検診のための自治体DX推進について (9/30公開)					
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額 (円) *	備 考			
	動画作成費 996	99,000	動画編集 (1編@33,000円 (税込)) × 3編			
	《合 計》*	99,000				
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						
金融機関名 北陸銀行 支店名 黒部支店 科目 普通預金 口座番号 受取人名 加々又 振込金額 99,000円 引落合計金額 99,000円 (手数料 0円) 取引区分 振込 振込指定日 10月01日 振込依頼人名 種部 恭子						

収受 令和 6 年 10 月 21 日
決裁 令和 6 年 10 月 21 日
処理 令和 6 年 10 月 21 日

請求書

種部恭子事務所 御中

下記の通り、ご請求申し上げます。

案件名/SNS運用(9月)議会

ご請求金額 (税込) ￥99,000

発行日 2024年9月30日

インボイス登録番号 T6230001019259

株式会社つめあと 代表取締役 中林 琢磨

〒938-0861 富山県黒部市宇奈月町下立21-2

TEL



内容・仕様	数量	単位	単価	合計	備考
YouTube本編動画編集費	3	式	30000	¥90,000	

振込手数料はお客さまにてご負担をお願い申し上げます。

小計	¥90,000	
消費税(10%)	¥9,000	
源泉徴収		
総合計	¥99,000	

【振込先】 北陸銀行 黒部支店 口座／130 口座番号／6108464 口座名義／カ) ツメアト

1. プレ妊活健診の拡充について (9/10 公開)

国会動画 #053 子どもが欲しくなったら おそい! プレ妊活健診の拡充について【令和5年6月19日一般質問】	子どもが欲しくなったらおそい! プレ妊活健診の拡充について 【プレコンセプションケア】 将来の妊娠を考えながら女性やカップルが 自分たちの生活や健康に向き合うこと プレ妊活健診の拡充について【令和5年6月19日一般質問】	子どもが欲しくなったらおそい! プレ妊活健診の拡充について 結婚するかしないかに関わらず 提供すべきこと プレ妊活健診の拡充について【令和5年6月19日一般質問】
--	--	---

2. 1型糖尿病患者の医療費補助について (9/20 公開)

国会動画 #054 糖尿病 1型・2型 全く違う! 1型糖尿病患者の医療費補助について【令和5年6月19日一般質問】	誰もが自由に子どもを持てるように 1型糖尿病患者の医療費補助について 出産後に再び高額な治療費を 負担しなければならない 1型糖尿病患者の医療費補助について【令和5年6月19日一般質問】	誰もが自由に子どもを持てるように 1型糖尿病患者の医療費補助について 少子化対策としても 将来の透析予防としても効果的 1型糖尿病患者の医療費補助について【令和5年6月19日一般質問】
---	---	--

3. 新子宮頸がん検診のための自治体 DX 推進について (9/30 公開)

国会動画 #055 河野デジタル大臣 DX 推進 MTGしました! 新子宮頸がん検診のための自治体 DX 推進について【令和5年6月19日一般質問】	新子宮頸がん検診を円滑に進めるため 自治体DX推進について 【自治体DX】 地方自治体がデジタル技術を活用して 住民の利便性や満足度を向上させる取り組み 新子宮頸がん検診のための自治体DX推進について【令和5年6月19日一般質問】	新子宮頸がん検診を円滑に進めるため 自治体DX推進について HPV単独検診の迅速な導入を目指す 新子宮頸がん検診のための自治体DX推進について【令和5年6月19日一般質問】
---	--	---

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 種部恭子

整理番号	824	事業概要*										
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費										
内容	令和6年 9月分 事務所賃貸借料 (9/1~9/30) 令和6年 9月分 電気料金 (8/15~9/16)											
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額(円)*	備 考									
	事務所賃貸借料 9月分	10,000	20,000 円 × 0.5 = 10,000 円									
	電気料金 9月分 ✓	2,922	5,844 円 × 0.5 = 2,922 円									
	《合 計》*	12,922										
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徹し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)												
別紙添付 <table><tr><td>番号</td><td>日付</td><td>取引</td><td>お引出金額</td></tr><tr><td>003</td><td>2024年08月27日分</td><td>出金</td><td>20,150円</td></tr></table>					番号	日付	取引	お引出金額	003	2024年08月27日分	出金	20,150円
番号	日付	取引	お引出金額									
003	2024年08月27日分	出金	20,150円									

收受 令和 6 年 10 月 21 日
決裁 令和 6 年 10 月 21 日
処理 令和 6 年 10 月 21 日

電気料金請求書

受取人	北陸電力株式会社		
年 月 分	2024 9	金 額	5 8 4 4
振込人 (ご契約名)	種部 恭子	根 拠	消費税等相当額(再掲) 円 531
お支払期日	10月17日	精 算 額 (再掲) 円	

ご使用場所 富山市 西田地方町2丁目 8-2

お客さま番号 計算区 12

契 約	金 額 (円)	消費税等相当額(再掲) (円)
211	5844	531
合 計	5844	531

お客さまサービスセンター

TEL 0120-776453

領 収 日 附 印

5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付

24.10.10

ご 契 約	①	②	③	④
ご 使 用 期 間	8月15日 ~ 9月16日			
契約容量/力率(%)	60A			
ご使用量 Kwh	154			
ご使用量1				
ご使用量2				
ご使用量3				
(合 計)	154			
ご請求金額	5844			
消費税等相当額(再掲)	531			
基本料金	1815			
電力量料金	4884			
燃料費調整額	-1612			
各種割引額				
再エネ発電賦課金	537			
延滞利息額				
精算額				
紙面発行手数料	220			

電気料金(ご請求金額)には以下の託送料金相当額(税込)が含まれています(詳細は裏面をご確認ください)。

託 送 料 金 相 当 額	1,427円
※ 賠償責任相当額および 廃炉円滑化負担金相当額	7円70銭

※廃炉円滑化負担金相当額は、単価が1銭に満たないため0円で算定しています。

作成日2024年 9月24日

燃料費調整単価が「*」の場合、
燃料費調整単価は当社ホームページ
にてご確認ください。

燃 料 費 調 整 単 価	
今月分	-10円47銭
来月分	-10円42銭

再エネ発電促進賦課金単価	
今月分	3円49銭
来月分	3円49銭

※燃料費調整単価および再エネ発電促進
賦課金単価は従量制の単価を表示して
おります(ご契約①と②など、複数の
ご契約が表示されている場合、ご契約
ごとで適用する燃料費調整単価が異な
ることがあります)。その他、定額制
のご契約の場合など、詳しくは当社ホ
ームページでご確認ください。

支 払 期 日	10月17日
次 回 検 針 日	10月17日

※本書は、適格請求書ではありません。適格請求書は、ほくリンク等からご確認ください。

種部 恭子 様

重 要 事 項 説 明 書
定期建物賃貸借契約書

西田地方貸家

CENTURY 21

あおばエステート

あおばエステート株式会社

富山県知事許可 (5) 第2656号

〒939-8212 富山市掛尾町452番地 ☎ 076-413-3555

定期建物賃貸借契約についての説明書

種部 恭子 様

貸主 富山県富山市

(上記代理人)

富山県富山市掛尾町 452

あおばエステート株式会社

(物件及び契約概要の表示)

所 在 地／富山県富山市西田地方町 2 丁目 8-2

名 称／西田地方貸家

貸 主／

借 主／種部 恭子

契約期間／2024 年 09 月 01 日より 2026 年 08 月 31 日迄

通知期間／2025 年 09 月 01 日より 2026 年 02 月 28 日迄

期間満了／2026 年 08 月 31 日

上記の建物賃貸借（以下本契約という）は借地借家法（以下「法」という）第 38 条 1 項の規定に基づく定期建物賃貸借契約であることを説明します。

1. 本契約において更新はありません。
2. このため上記記載の契約期間満了の日をもって本契約は終了します。
3. 借主は貸主から上記通知期間に、期間満了により本契約が終了する旨の通知を受けた場合は、改めて貸主・借主間で再契約が締結されない限り、当該建物を明け渡さなければなりません。

以 上

重 要 事 項 説 明 書 (定期建物賃貸借用)

年 月 日

種部 恭子 殿

下記の不動産について、宅地建物取引業法（以下「法」という。）第35条の規定に基づき、次のとおり説明いたします。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いいたします。

宅地建物 取引業者	商号又は名称	あおばエステート株式会社	
	代表者の氏名	代表取締役 堀川 秀樹	
	主たる事務所 所在地・TEL	富山市掛尾町452番地 076-413-3555	
	免許証番号	富山県知事（5）第2656号	
	免許年月日	2018年11月6日	
説明をする 宅地建物取引士	氏名	堀川 秀樹	
	登録番号	（ ）第 号	
	業務に従事する 事務所名 所在地 TEL	あおばエステート株式会社 富山市掛尾町452番地 076-413-3555	
取引態様	代理		
供託所等に 関する説明	宅地建物取引業保証協会の名称及び所在地		
	（公社）全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区岩本町2丁目6番3号		
	所属地方本部の名称及び所在地		
	（公社）全国宅地建物取引業保証協会 富山県本部 富山市元町2-3-11		
	弁済業務保証金の供託所及び所在地		
	東京法務局 東京都千代田区九段南1丁目1番15号		

建物・貸主の表示

建 物	名 称	西田地方貸家
	所 在 地	富山県富山市西田地方2丁目8-2
	室 番 号	
	床 面 積	33.15㎡
	種類 及び 構造	木造 2階建
貸主 氏 名 ・ 住 所		

I 対象となる建物に直接関係する事項

1 登記簿に記載された事項

所有権に関する事項（甲区）	所有権に係わる権利に関する事項	所有権以外の権利に関する事項（乙区）
名義人 氏名 XXXXXXXXXX 住所 富山市西田地方町2丁目8-2		

物件に抵当権が設定登記されている場合、借主はその抵当権が実行され競売になり買受人から明渡しを求められたときには、6ヶ月までの間に明け渡しなくてはならないことになります。なお、この場合には、貸主に預けた敷金についての返還は、元の貸主に請求できますが、買受人に請求することができません。

2 法令に基づく制限の概要

法 令 名	無
制限の概要	

3 当該建物が造成宅地防災区域内か否か

造成宅地防災区域内	☒ 造成宅地防災区域外
-----------	--

4 当該建物が土砂災害警戒区域か否か

土砂災害警戒区域内	☒ 土砂災害警戒区域外
-----------	--

5 当該建物が津波災害警戒区域か否か

津波災害警戒区域内	☒ 津波災害警戒区域外
-----------	--

6 水害ハザードマップ（水防法の規定により市町村の長が提供する図面）における当該宅地建物の所在地

水害ハザードマップの有無	洪水： 有 雨水出水（内水）： 無 高潮： 無
水害ハザードマップにおける宅地建物の所在地	富山市西田地方町2丁目8-2

※別添ハザードマップ上に記載された避難所についても、併せてその位置を説明します。

※浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合があります。

※ハザードマップに記載されている内容については、今後変更される場合があります。

7 飲用水・電気・ガスの供給施設及び排水施設の整備状況

直ちに利用可能な施設	施設の整備予定	備考
飲用水 公 営	年 月 日	富山市上下水道局 0120-310-599
電 気 北 陸 電 力	年 月 日	0120-776-453
ガ ス 都 市 ガ ス	年 月 日	日本海ガス 0120-181-107
排 水 下 水 道	年 月 日	

8 建物建築の工事完了時における形状、構造等（未完成物件のとき）

建物の形状及び構造	
主要構造部、内装及び外装の構造・仕上げ	
設備の設置及び構造	

9 建物の設備の整備の状況（完成物件のとき）

建物の設備	有 無	型 式	そ の 他
台 所	有		
ト イ レ	有		
コ ン ロ	無		
浴 室	有		
給 湯 設 備	有	ボイラ	
冷 暖 房 設 備	無		残置物1台（1階和室）

10 石綿使用調査の内容

石綿使用調査結果の有無	無
石綿使用調査の内容	

11 耐震診断の内容

耐震診断の有無	無
耐震診断の内容	

12 建物状況調査の内容

建物状況調査の有無	無
建物状況調査の内容	

II 取引条件に関する事項

1 借賃以外に授受される金額（賃料：月額 20,000 円）

	金 額	授 受 の 目 的
1	100,000 円	敷 金
2	-円	礼 金
3	20,000 円	再契約事務手数料（再契約時・税別）

2 契約の解除に関する事項

- 借主は、賃貸期間中であっても、貸主に対して1ヶ月前に、書面による予告をもって解約を申し出ることができ、この場合、予告期間の満了と同時に賃貸借契約は終了するものとします。
- 借主は、前項の予告に代え、1ヶ月分の賃料を支払って即時に解約を申し入れることができます。
- 貸主は、借主が次に掲げる義務に違反した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除できます。 ①賃料支払義務 ②共益費支払義務 ③修繕費用負担義務（借主の故意、過失により必要になった修繕費を負担しなければならない）
- 貸主は、借主が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができます。
 - ①本物件の用法遵守義務（借主は、本物件の使用にあたり、次のことを守らなければならない）
 - 事務所・居住を目的として使用しなければならない
 - 貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の賃借権の譲渡、転賃、増築、改築、移転、改造、模様替、敷地内工作物設置の行為を行ってはならない。
 - ②本物件の修繕受忍義務（貸主が必要な修繕を行う場合には、正当な理由がある場合を除き、借主は修繕の実施を拒否することができない。）

3 損害賠償の予定又は違約金に関する事項

定期建物賃貸借契約書 第5条、第13条、第15条、第17条4項をご参照ください。

4 支払金又は預り金の保全措置の概要

保全措置を講ずるかどうか	講 じ な い
保 全 措 置 を 行 う 機 関	

5 金銭の貸借のあっせん

業者による金銭貸借のあっせん有無	無
あ っ せ ん の 内 容	
金銭の貸借が成立しないときの措置	

6 契約期間及び更新に関する事項

契 約 期 間	始期:2024年 09月 01日 終期:2026年 08月 31日	2年間	定期借家契約
更新に関する事項	本契約は更新がなく、契約期間満了と同時に終了します。貸主は契約期間満了の1年前から6ヶ月の間（通知期間）に借主に賃貸借が終了する通知をしなければなりません。通知期間が過ぎた後に通知した場合は、通知してから6ヶ月後に本契約は終了します。		

7 用途その他の利用の制限に関する事項

	専用部分の制限に関する規約等	そ の 他
用途制限	事務所・居住	
利用制限	ペット相談可・ピアノ等不可	ペットについては規約参照

8 敷金等の清算に関する事項

貸主は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、敷金の全額を無利息にて借主に返還しなければなりません。
ただし、貸主は、本物件の明渡し時に賃料の滞納、原状回復に要する費用の未払い、その他の本契約から生じる借主の債務に不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金から差し引くことができます。

9 管理の委託先

氏名（商号又は名称）	あおばエステート株式会社
住 所（主たる事務所の所在地）	富山市掛尾町452番地

10 その他重要事項

- ・借主は退去の際、本物件の入居期間にかかわらず、ルームクリーニング（エアコンクリーニング含む）、畳表替等の費用を負担することとする。※賃貸借契約書第24条特約 参照
- ・借主は本物件の契約期間中（再契約後含む）、自己の負担にて借家人賠償保険および個人賠償保険に加入するものとする。

重要事項説明書 補足事項

補足 第1 (禁止行為)

一、鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
二、大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。
三、排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
四、大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。
五、猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。

補足 第2 (貸主の承諾が必要な行為)

一、階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと。
二、階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。
三、観賞用の小鳥、魚等であっても明らかに近隣に迷惑をかけるおそれのない動物以外の犬、猫等の動物（別表第1第五号に掲げる動物を除く）を飼育すること。

補足 第3 (貸主に通知しなくてはならない行為)

一、新たな同居人を追加すること。
二、1ヶ月以上継続して本物件を留守にすること。

再契約事務手数料として下記金額を支払うことを承諾いたします。

金額 20,000 円 消費税 2,000 円 合計 22,000 円

以上について宅地建物取引士から取引士証を提示の上、重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受領しました。

2024 年 8 月 16 日

住 所

氏 名

糖印 泰子

定期建物賃貸借契約書

物件表示	名称	西田地方貸家			住戸No.	
	所在地	富山県富山市西田地方町2丁目8-2				
	構造	木造2階建の1階部分			専有面積	33.15 m ²
	間取	L	間取詳細		駐車場	敷地内
賃借条件	契約期間	2024年9月1日より2026年8月31日まで				
	賃料	(月額) 20,000 円	駐車場使用料	(月額) 1 円		
	共益費	—	町会費	(月額) 別途		
	敷金	100,000 円	水道料	(月額) 別途		
	礼金	(ヶ月分) 1 円				
	支払い期日	(毎月) 27 日迄	浄化槽管理費			
	定額補修費	—	再契約事務手数料	(税別) 20,000 円		
	違約金	14.6%	借主解約予告期間	1 ヶ月		

同居人名	氏名	年齢	性別	続柄	氏名	年齢	性別	続柄
		才				才		
		才				才		
		才				才		

賃料等の振込先	
普通預金	口座名義 あおばエステート株式会社

貸主 藤巻 久美 (以下貸主) と借主 種部 恭子 (以下借主) とは、
表記物件(以下本物件という)につき借地借家法(以下「法」という)第 38 条に規定する定期建物賃貸借契約(以下本契約という)を締結する。本契約については、法第 26 条(契約の更新等)、第 28 条(いわゆる正当事由)の適用はないものとする。

年 月 日

[貸主] 代理人

[仲介業者]

住所 富山県富山市掛尾町 452

免許番号 富山県知事(5)第 2656 号

あおばエステート株式会社

事務所所在地 富山県富山市掛尾町 452

氏名 代表取締役 堀川 秀樹

商号 あおばエステート株式会社

代表者氏名 代表取締役 堀川 秀樹

[借主]

住所

宅地建物取引士

登録番号 第 号

氏名

氏名 堀川 秀樹

印

[緊急連絡先]

住所

氏名

賃貸借契約約款

第1条（使用目的）

借主は、本契約を事務所・居住の目的で使用するものとし、他の用途に使用してはならない。

第1

第2条（契約期間）

1. 賃貸借の契約期間は表記の通りとする。
2. 本契約は更新がなく、期間の満了により本物件の賃貸借は終了する。ただし、貸主・借主は協議の上再契約することができる。再契約締結の場合、借主の負担する再契約手数料は金20,000円（税別）とする。
3. 契約期間が1年以上である場合には、貸主は契約期間の満了の1年前から6月前までの間（以下「通知期間」という）に借主に対し賃貸借が終了する旨の通知を書面にてしなければならない。
4. 前項の通知が通知期間経過後になされたときは、通知の日後6月を経過すれば借主に対して本契約の終了を主張することができる。

第1

第3条（賃料等）

賃料・共益費・駐車場使用料・その他附加使用料等を（以下賃料等という）はそれぞれ表記金額とし、借主は毎月の表記支払期日までにその翌月分を貸主の指定する方法にて貸主に支払うものとする。1ヶ月に満たない賃料等はその月の実数により日割計算とする。

第4条（賃料等の改定）

賃料の変更については本契約期間中は原則としてそのまま据え置くものとし、再契約時に経済諸事情、物価の変動・公租公課の改定、近隣の他物件の家賃等を勘案し貸主借主協議のうえ賃料及び共益費を変更することができる。

第1

第5条（遅延損害金）

借主が賃料等の支払を怠った場合、借主は年14.6%の割合による遅延損害金を貸主に支払わなければならない。

第6条（敷金・保証金）

1. 借主は敷金または保証金（以下敷金等）として表記金額を本契約締結時に貸主に預託するものとする。但し、敷金等に利息を付さないものとする。
2. 借主は、敷金等に関する返還請求権を第三者に譲渡または債務の担保の用に供してはならない。
3. 借主は、本契約期間中敷金等をもって賃料等その他本契約に基づく債務の弁済に充当することができない。
4. 本契約が終了したとき、貸主は借主が本物件を明け渡して本契約に基づく一切の債務を履行した後、借主に敷金等を返還するものとする。ただし、振込等の手数料は借主の負担とする。
5. 敷金等返還の期日は、前項の明け渡しと債務履行後より1ヶ月以内とする。但し、損害金等が敷金等の金額を上回る場合は退去後1ヶ月以内に不足分を貸主に支払わなければならない。

第1

第1

第7条（礼金）

借主は、礼金として表記金額を本契約締結時に貸主に支払うものとする。尚、礼金は本契約が終了しても返還されないものとする。

第8条（修繕費の負担区分）

1. 本物件の主体部分に関する修繕等の費用は貸主負担とし、その他の部分に関する修繕等の費用は借主負担とする。
2. 借主は退去の際、本物件の入居期間にかかわらず、次に掲げる修繕費用を負担することに同意する。
 - ① ルームクリーニングの費用
 - ② タバコによる壁・天井・襖・障子の汚れ
 - ③ 電気製品による壁の電気やけ
 - ④ 結露等によるカビの汚れ
 - ⑤ クギやネジによる穴のあと
 - ⑥ その他通常の使用では起こり得ない汚損破損

第9条（善管注意義務）

1. 借主は、本物件を善良なる管理者の注意をもって管理使用しなければならない。
2. 借主は、貸主より本物件内に立ち入り点検する旨の申し出があった時は、協力しなければならない。

第10条（通知義務）

借主は、次の場合貸主に通知しなければならない。

- ① 勤務先・商号・電話番号・連絡先等の変更が生じたとき。

②連帯保証人の住所・電話番号の変更、保証能力が困難になる事態が生じたとき又は死亡したとき。

③1ヶ月以上留守にするとき。

第11条（承認事項）

借主が次の行為を行う場合、予め貸主の書面による承諾を得なければならない。

①物件内の内装造作及び電気・ガス・上下水道・電話等設備器具等の配線・配管の新設・増設・変更等をするとき。

②本物件内の柱・壁・天井等への釘打ち、穴あけ、紙等の貼付等を行うとき。

③本物件内へ重量物の搬入をするとき。

④表記居住者名簿の人員を増減・変更するとき。

第12条（禁止事項）

1. 借主は、本物件を営業行為等居住以外の目的に転用又は併用してはならない。

2. 借主は、本契約に基づく権利若しくは債権債務を第三者に譲渡・肩代わりさせてはならない。又、本物件の全部または一部を転貸（同居、共同使用等これらに準ずる一切の行為を含む）をしてはならない。

3. 借主は、爆発物・悪臭、異臭を放つ物・発火性危険物等の本物件内への持ち込みをしてはならない。

4. 借主は、貸主の書面による承諾なくして、楽器演奏・音響製品等による大音量の発生行為及び動物等（犬・猫・家畜他等）の持込及び飼育をしてはならない。

5. 借主は、貸主が別途定める管理規則等に記載された禁止事項を遵守しなければならない。

第13条（損害賠償および免責）

1. 借主およびその同居者・使用人・訪問者が故意又は過失により本物件および建物内諸施設に損害を与えた場合、借主は直ちに貸主に通知するとともに、その損害の全てを貸主に賠償しなければならない。又、上記において近隣その他第三者に損害を与えた場合に、借主がその一切を賠償しなければならない。

2. 貸主は、天災地変・火災・盗難・その他貸主の責任によらない理由で、借主が蒙った損害についてはその責任を負わない。

第14条（借主の中途解約）

1. 契約期間中に解約する場合、借主は表記の解約予告期間以前までに、貸主に書面にて解約の申し入れをしなければならない。ただし、表記記載の専有面積が200㎡未満の場合は転勤、療養、親族の介護その他やむを得ない事情により、借主が本物件を自己の生活の本拠として使用することが困難になったときは、1月前の予告により解約できる。

2. 借主は、前項の予告期間経過前であっても未経過の予告期間に相当する賃料相当額を貸主に支払うことにより随時本契約を解約することができる。

第15条（無催告解除および暴力団等の排除）

1. 借主が次のような行為を行った場合、貸主は催告その他何等の手續を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

この場合、借主は違約金として賃料等の2ヶ月分相当額を貸主に支払わなければならない。又、貸主が被った損害がある場合は、借主は違約金の他にその他の損害賠償の義務を負うものとする。

①借主が第12条（禁止事項）の各項目のいずれかに違反したとき。

②借主が身分・居住人員その他を入居申込書及び届出事項届出書に虚偽記載をしたとき。

③借主が賃料等の支払いを1ヶ月以上怠ったとき。なお賃貸借保証契約を入居者と保証会社で締結している場合も同項を適用する。

④借主が賃料等の支払いを年間3回以上、または連続して2回以上遅延することにより信頼関係を維持することが困難であると、貸主又はその代理人が判断したとき。なお賃貸借保証契約を入居者と保証会社で締結している場合も遅延回数は同項を適用する。

⑤借主が貸主に対しなら通知することなく1ヵ月以上留守にしたとき。

⑥借主が貸主に対して無断で本物件居住者を増加又は変更したとき。

⑦借主又はその同居者の行為が本物件内の共同生活の秩序を乱すものと認められるとき。

⑧借主又はその同居者が覚醒剤使用・暴行・傷害脅迫・酒乱・精神障害等により警察の介入を生じさせたとき。

⑨借主が破産の宣告・強制執行・銀行取引停止・刑事事件等その他著しく社会的信用を失墜したとき。

2. 借主が次の各号の一に該当したとき貸主は催告その他何等の手續を要せず、直ちに本契約を解除することができる。この場合、借主は違約金として賃料等の2ヶ月分相当額を貸主に支払わなければならない。又、貸主が被った損害がある場合は、借主は違約金の他にその他の損害賠償の義務を負うものとする。

①借主が暴力団、過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員、準構成員、その他関係者であることが判明したとき

- ②借主が法人の場合、その代表者、実質的に経営権を有する者が暴力団または過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員、準構成員、その他関係者であることが判明したとき
- ③本物件内、共用部分その他周辺において暴力団であることを感知させる名称、看板、代紋、提灯等を掲示したとき
- ④本物件に暴力団構成員、同準構成員等を居住させ、あるいは反復継続して出入させたとき。
- ⑤本物件、共用部分その他本物件周辺において、借主または借主が反社会的団体等と認められる場合はその構成員または準構成員および関係者が暴行・傷害・脅迫・恐喝・器物破損・監禁・凶器準備集合・賭博・売春・覚醒剤・鉄砲刀剣等所持等の犯罪を行ったとき。
- ⑥本物件、共用部分その他本物件周辺において、借主およびその関係者が粗野な態度、言動によって他の入居者、近隣の住民等に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。
3. 借主が上記の項目に該当し、退去の通告にも関わらず本物件を明け渡さない場合、貸主は鍵の交換等の手段をもって入室禁止等の処置を何等通告を行わず行えるものとする。

第16条（契約の消滅）

1. 本物件が天災地変等の不可抗力と認められる事態により、建物の全部又は一部が滅失毀損し、本物件の継続が不可能な状態になったとき、ならびに都市計画その他法令により収用等の事態に至ったとき本契約は自動的に消滅する。
2. 前項の場合、借主は貸主に対し移転料・立退料等の請求をしてはならない。尚、借主は第17条2項（原状回復）・第19条2項（鍵交換）の義務を負わない。

第17条（明け渡し）

1. 借主は本契約が終了する日（貸主が第2条第3項に規定する通知をしなかった場合においては、同条第4項ただし書きに規定する通知をした日から6月を経過した日）までに（第15条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては直ちに）本物件を明け渡さなければならない。
2. 本契約が終了したとき、借主はただちに本物件の補修・清掃等をして現状に復し、貸主の検査を受けた上で明け渡して、貸主に返還するものとする。尚、借主は公共料金等の未納金等を清算し、貸主にその領収証を提示しなければならない。
3. 借主は、明け渡しに際して移転料・立退料等の請求、ならびに付加した造作物等についての買取り請求をしてはならない。
4. 本契約が終了したにもかかわらず借主が本物件から退去しないとき、借主は不法居住による賠償金として契約終了日から明け渡しに至るまでの間、賃料等の倍額相当の金額を貸主に支払わなければならない。
5. 借主が明け渡し後、本物件内に物品を残置した場合、貸主は借主がこれらの所有権を放棄したものととして任意に処分することができるものとし、これに係る費用を借主に請求できるものとする。
6. 借主が第15条5項の理由により契約が解除された場合、残置物の処置は前項同様とする。

第18条（立入検査）

貸主および貸主の指定した者は、次の場合事前通知なしに本物件内に立入り、適時措置をすることができるものとする。

- ①保安・防火・救護等緊急のとき。
- ②借主が正当な理由なく室内設備機器点検を拒否したとき。
- ③借主が第15条（無催告解除及び暴力団等の排除）のいずれかに違反したとき。

この場合、本物件を立入検査した上で鍵を交換し借主が本物件内に立ち入ることを禁止することができるものとする。

第19条（鍵の管理交換費用）

1. 借主は、鍵を紛失したときは直ちに貸主に連絡しなければならない。この場合、鍵器具一式を交換する費用を借主が負担するものとする。
2. 借主は、退去時に契約時点で借用した鍵（複製した鍵含む）を全て返却しなければならない。

第20条（連帯保証人）

1. 連帯保証人は、貸主に対し借主の本契約から生じる全ての債務（貸主が第2条第3項に規定する通知をしなかった場合においては、同条第1項に規定する期間内のものに限る）を連帯して保証するものとする。
2. 本契約期間中に、連帯保証人が欠けるに至ったとき、又は連帯保証人として適当でないと貸主が判断した場合、借主は直ちに新たな連帯保証人を指定して貸主の承認を得なければならない。
3. 借主は本契約締結後と同時に連帯保証人が第15条に定める事態に借主に至ったときに限り、本契約の解除権を有することを認める。また、その際、第17条の明け渡しを連帯保証人が代行することを認める。

第21条（法人契約）

借主が法人の場合、原則として入居者は借主が指定した者一代限りとし、入居者が退室したとき、借主方を退職したときは、然本契約は解除される。

認められ
き
または準
則等所持
近隣の住
って入室
可能な状態
・第19条
し書きに規
ては直ちに
り渡して、
ならない。
ならない。
終了日から
区分するこ
とする。
る。
借主が負担
った場合に
借主は直
有すること
したときは

第22条（駐車場）

借主は、駐車場においての駐車場所、車両、積載物、除雪等を自己の管理で行い、貸主はそれらの損害の一切の責任を負わないものとする。

第23条（紛争の解決）

本契約に定めなき事項又は疑義が生じた事項は、関係法規若しくは慣習に従い、誠実に協議の上解決するものとし、万一紛争が生じたときは、本物件の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

第24条（特約・短期解約・再契約等）

1. 貸主が再契約を希望するときは第2条第3項の通知と一緒に申し伝えるものとする。
2. 借主が再契約を希望するときは貸主に対して契約満了の1ヶ月前までに再契約の締結を申し込まなければならない。
3. 再契約を行った場合は、借主は本契約の原状回復の債務を再契約に引き継ぐものとし、敷金返還については、前契約の預かり敷金を充当し引き継ぐものとする。
4. 借主は再契約を締結するためには貸主の承諾する連帯保証人を付することとする。
5. 本物件の町内会費・町内会行事に関しては、町内会の指示に従うものとする。
6. 借主は退去の際、本物件の入居期間にかかわらず、次に掲げる修繕費用を負担することに同意する。
 - ①ルームクリーニング（エアコンクリーニング含む）の費用、畳・障子の表替の費用
 - ②タバコによる壁・天井・襖・障子の汚れ
 - ③電気製品による壁の電気やけ
 - ④結露等によるカビの汚れ
 - ⑤クギやネジによる穴のあと
 - ⑥その他通常の使用では起こり得ない汚損破損
7. 敷地内の除草・除雪は借主の費用負担にて行うものとする。
8. 借主は本物件の契約期間中（再契約後含む）、自己の負担にて借家人賠償保険および個人賠償保険に加入するものとする。
9. 2024年9月1日より賃貸条件を冒頭の通り変更するものとし、敷金の変更はないものとする。

使用細則

この使用細則は、本物件の契約者及び居住者が、相互に快適な共同生活を維持するために定めた基本的ルールであり、乙は本使用細則を遵守しなければならない。

(賃貸部分の善管注意)

第1条 乙は賃借部分の善管注意に関して、特に以下の各号を遵守しなければならない。

- ①通風等を行い、室内に結露やカビが発生しないよう注意すること。
- ②キッチン・ユニットバス等の水廻り管理に注意し、下層階へ水漏れがないよう十分注意すること。
- ③トイレ・流し台等は、排水管をつまらせないよう注意すること。
- ④電気・ガスの取扱いについては十分注意し、事故等の発生しないようにすること。
- ⑤給湯器について冬期は凍結による破損の恐れがありますので、電源ブレーカーを「入」にし、給湯器のコンセントを差込んでおくこと。(通電されていないと凍結防止ヒーターが作動しません)
- ⑥蛇口・ガスコック等の開閉・漏洩・漏水のまま放置しないこと。

(一般的遵守事項)

第2条 ①テレビ・ステレオ・その他楽器類の音量は、近隣に迷惑がかからないよう十分注意すること。

- ②鍵の管理には十分注意し、寸時の外出の際にも鍵をかけること。
- ③ドアの開閉は静かに行うこと。
- ④階上に居住する者は、物やゴミ屑等を下に落とさないよう十分注意すること。
- ⑤洗濯物等の管理には注意すること。また、管理者は責任を負いません。
- ⑥ゴミは必ず指定日に分別して指定場所に出すこと。
- ⑦粗大ゴミを出す場合は、事前に清掃局に連絡して、その指示に従うこと。
- ⑧有料廃棄物については、自己責任で処理すること。また一般ゴミ収集場所に絶対に廃棄しないこと。

(駐輪・駐車)

第3条 ①自転車は、駐輪場に整理整頓して駐輪すること。また、駐輪場がない場合は、敷地内に駐輪しないこと。

- ②バイクの場合は、事前に確認及び許可を得ること。
- ③契約駐車場の場合、契約場所以外に空きがあっても無断駐車しないこと。
- ④乙は、乙への訪問者・知人の車両についても乙の責任において注意すること。

(禁止事項)

第4条 ①契約書に定める用途以外に使用すること。

- ②共有部分(通路・廊下・階段・エレベーター等)を不法占拠、私物の放置すること。また、落書きや損傷をおよぼすこと。
- ③電気・ガス・給排水などの諸施設の許容量に影響を及ぼす施設、機械器具等を新設・付加又は変更すること。
- ④重量物及び爆発性のある物品(ガソリン・薬品・火薬等)、また不潔悪臭のある物品その他近隣に迷惑をかける物品の持ち込み及び製造すること。
- ⑤公序良俗に反する行為をすること。
- ⑥その他、他の居住者及び近隣居住者に迷惑をおよぼしたり、不快の念をいだかせる行為をすること。

管理会社

CENTURY 21

あおばエステート

〒939-8212 富山県富山市掛尾町452番地

あおばエステート株式会社

Tel: 076-413-3555 Fax: 076-491-6178

電気・ガス・水道の連絡先

電気 北陸電力 0120-776-453

ガス 日本海ガス 0570-024-077

水道 富山市上下水道局 0120-310-599



乙は本館

ノセントを

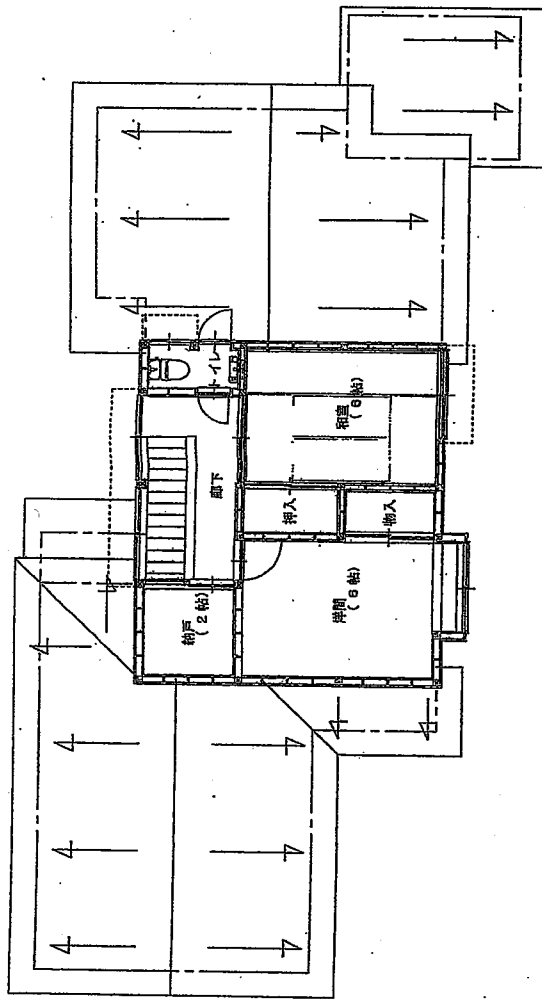
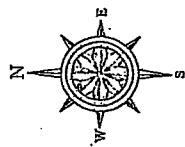
をおよぼ

する物品の

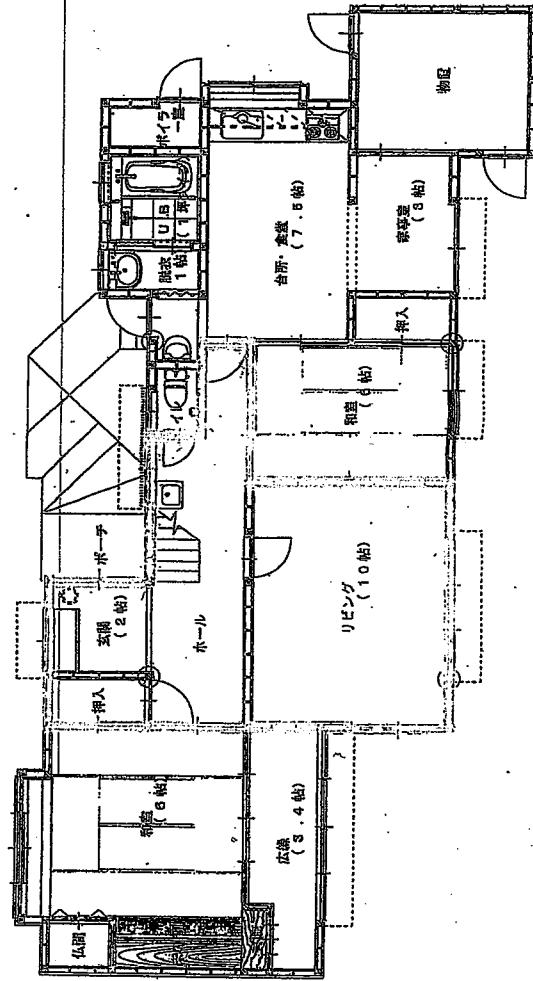
76-45

24-077

110-59



平面図 (2階) S: 1/100



平面図 (1階) S: 1/100

既設平面図

面積	面積	面積
1階床面積	95.43㎡	28.87坪
2階床面積	93.78㎡	28.87坪
1階床面積	34.70㎡	10.50坪
2階床面積	128.48㎡	38.87坪

(但し、1階物庫部分は面積に含まれていません)

既設平面図

特記事項

株式会社

K's Planning 上山建築二級建築士事務所

〒930-3203 富山市布瀬町南2丁目2-10

富山県砺波市 第11200号

製作年月日

名称

縮尺 1:100

図面番号

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 種部恭子

整理番号	922	事業概要*	通信費										
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費											
内容	令和6年 8月分 電話・FAX使用料等 (8/1-8/31)												
上記 事業に 要した 経費		金額(円)*	備 考										
	電話・FAX使用料等 8月分	4,096	8,192 円 × 0.5 = 4,096 円										
	《合 計》*	4,096											
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)													
<table><tr><td>日付</td><td>お支払金額</td><td>お預かり金額</td><td>取引</td></tr><tr><td>2024年09月30日分</td><td>8,192円</td><td></td><td>出金</td></tr></table>						日付	お支払金額	お預かり金額	取引	2024年09月30日分	8,192円		出金
日付	お支払金額	お預かり金額	取引										
2024年09月30日分	8,192円		出金										

別紙添付

収受 令和 6 年 10 月 21 日
決裁 令和 6 年 10 月 21 日
処理 令和 6 年 10 月 21 日

請求額確定日 2024年 9月 13日

日頃、サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

(1 / 1 ページ)

お客様氏名 CUSTOMER NAME	種部恭子事務所 ※JIS漢字コード以外の一部文字において●(黒まる)表示になる場合があります。	様
お客様電話番号等 BILLING NUMBER	[REDACTED]	

口座振替のご案内

下記、ご利用料金をご指定の口座から振替させていただきます。

The following amount was transferred from your account.

請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年9月ご請求分
振替金額 TRANSFER AMOUNT OF MONEY	8,192円
振替日 TRANSFER DAY	2024年9月30日(月)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

適格請求書発行事業者名：NTTファイナンス株式会社（登録番号：T8010401005011）

10%対象請求額（税込） 7,092円 うち消費税等 644円

非対象等請求額 1,100円 ご請求額合計 8,192円

各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** 振替口座のお知らせ ***

振替口座情報

口座番号：[REDACTED]

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

NTT西日本からのお知らせ フレッツ光の割引サービス（光もっともっと割、Web光もっともっと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割）は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中に本割引を解約された場合、解約金が発生する場合があります。割引適用期間の満了月とその翌月の解約には解約金は発生いたしません。詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト[<http://flets-w.com/wari/>]でご確認ください。*NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証（西日本ご利用分）

RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。

The following amount was transferred from your account.

請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年8月ご請求分 (2024年9月2日振替)
領収金額 AMOUNT RECEIVED	8,316円
振替口座 BANK ACCOUNT	金融機関名 (BANK/POST OFFICE) 口座番号 (ACCOUNT)
	* * * * *
	[REDACTED]

※本書は電子文書です。

※前月以前のご請求額を口座振替にてお支払いの場合のみ『電話料金等料金領収証』を表示いたします。

NTTファイナンス株式会社

〒108-0075

東京都港区港南1-2-70



ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（ＮＴＴ東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用（番号単価）が公表されています。

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

種部恭子

整理番号	823	事業概要*			
使途項目	10_人件費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容	事務員人件費 令和 6 年 9 月分 別添 勤務実績表のとおり				
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額(円)*	備 考		
	事務員人件費 9 月分	32,170			
	《合 計》*	32,170			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					
別紙添付					

收受 令和 6 年 10 月 21 日

決裁 令和 6 年 10 月 21 日

処理 令和 6 年 10 月 21 日

勤務実績表

令和6年

月	日	曜日	就業時間	休憩(H)	実労働時間	備考
9	1	日	~			
	2	月	~			
	3	火	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
	4	水	~			
	5	木	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
	6	金	~			
	7	土	~			
	8	日	~			
	9	月	~			
	10	火	13 : 00 ~ 17 : 00	0	4	書類整理・作成
	11	水	~			
	12	木	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
	13	金	~			
	14	土	~			
	15	日	~			
	16	月	~			
	17	火	~			
	18	水	~			
	19	木	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
	20	金	9 : 30 ~ 12 : 30	0	3	書類整理・作成
	21	土	~			
	22	日	~			
	23	月	~			
	24	火	14 : 00 ~ 18 : 00	0	4	書類整理・作成
	25	水	~			
	26	木	13 : 30 ~ 17 : 30	0	4	書類整理・作成
	27	金	~			
	28	土	~			
	29	日	~			
	30	月	~			
実勤務時間合計					31	
31	時間×時給	950 円	=	29,450	円	
8	日×交通費	340 円	=	2,720	円	
	支給合計			32,170	円	
	源泉所得税			902	円	
	差引支給額			31,268	円	

領 収 証

自由民主党富山県議会議員

種 部 恭 子 様

31,268 円

令和6年 10 月 10 日

上記金額正に領収いたしました。